

様式12

使用印鑑届

使用印

実印

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

④

昭和41年四月十五日 鳥取県建設部 建設課

鳥取県建設部 建設課 庶務課 庶務係

【宛先：鳥取県建設部 建設課 庶務係】

# 鳥取県公報

(〒680-0001 鳥取市)  
 〒680-0001 鳥取市  
 〒680-0001 鳥取市

鳥取県公報 定期購読の請求公報

## 監 査 公 告

鳥取県監査公報第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和39年度に係る下記機関等の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和41年3月25日

鳥取県監査委員	浜	田	二
同	中	田	平
同	小	田	高
同	新	谷	修
同		員	

記

監 査 所 執行年月日

監査学園 昭和40年9月 15日  
 郷家保健所 昭和40年9月 6日  
 浜村

根拠	24日
倉吉	30日
鳥取	7月 26日
米子	27日
県印刷所	6月 1日
鳥取県青年指導所	6月 16日
更生相談所	
精神科病棟	
衛生研究所	7月 7日
母米家	7月 10日
大蔵事務所	14日
財団法人鳥取県青年家	15日
米子工業高等学校	4月 22日
境水産	23日
境造工業	6月 24日
境	6月 24日
日野産業	21日
日野実業	
根拠	7月 9日
鳥取工業	8月 27日
倉吉東	9月 2日
倉吉西	
鳥取商業	
鳥取西工業	3日

鳥取農業学校 (美和、鹿野分校を含む)	3月7日
ろう学校	7月1日
岩美 高等学校	5月31日
庄務寺	7月28日
箕良農業	7月29日
赤碓	8月26日
由良青英	9月2日
竹頭農林	8月27日
八頭	9月15日
府谷	4月28-30日
倉吉工業	5月20-21日
倉吉産業	6月17-18日
倉吉土木出張所	7月5-6日
鹿家	6月11-14日
米子	22-23日
坂南	7月19-20日
鳥取	8月9-10日
八頭地方農林振興局	24-25日
日野	9月16日
倉吉	
米子	
鳥取	
西郷県税事務所	

東部	20日
中部	24日
財団法人鳥取福祉事業団	7月12日
企業局	6月28日
中央病院 (字記を含む)	8月3日
厚生病院 ( )	4日

昭和40年9月15日監査  
 監査役員 浜田 庄平  
 同 中 田 玉  
 同 新 見 修

1 予算の執行状況

(1) 歳入

(単位 円)

科 目	調 定 額	収 入 額	収 入 率 額	備 考
使用料及び手数料	22,654,966	22,654,966	0	
雑 収	596,604	596,604	0	
合 計	23,251,570	23,251,570	0	

(2) 歳出

(単位 円)

科 目	予 算 額	支 出 額	不 用 額	備 考
児童福祉費	49,010,627	48,984,562	26,065	
医 療 費	5,595	5,540	55	
合 計	49,016,222	48,990,102	26,120	

2 肢体不自由児の収容状況

ア 入退園の状況

定 員	前年度末現在	3 9 年 度		当年度末現在
		入	退	
150人	132人	61人	44人	149人

イ 収容児病種別

C	P		骨 節 部 病 症	その他の関節疾患	火傷 (熱気持病)	外 傷	先天性股関節脱臼	先天性内反足	先天性股関節脱臼	その他の先天性	ク	ル	ス	の	計
	ア	イ													
麻 痺 性	ア	イ	骨 節 部 病 症	その他の関節疾患	火傷 (熱気持病)	外 傷	先天性股関節脱臼	先天性内反足	先天性股関節脱臼	その他の先天性	ク	ル	ス	の	計
性	ア	イ	骨 節 部 病 症	その他の関節疾患	火傷 (熱気持病)	外 傷	先天性股関節脱臼	先天性内反足	先天性股関節脱臼	その他の先天性	ク	ル	ス	の	計
	37	4	82	24	4	2	3	15	3	1	2	1	1	2	149

3 留意事項

(1) 経理出納事務について

ア 国民健康保険から既に支払を受けた診療費のうち、政府管掌健康保険の被保険者となつていたことが判明したとの理由で、数か月後 (40年4月) に至つて支払を取崩されたものが、73,727円あつたが、調査時現在放置されていた。このような場合は、速やかに事情を調査して、所要の手続きを行ない、欠損とならないように配慮された

イ 非常勤職員 (薬剤士) の報酬 (月手当3,000円) を支給するにあつたつて、月の中途に任命されているのに、当月分の手当全額を支給していたが、日割計算することが適当である。留意されたい。

ウ 非常勤職員 (炊事長) の賃金を支給するにあつて、3月分には算するものを40年度予算から折給与単価で支給しているものがあつた。是正されたい。

エ ボイラー用重油の当年度購入数量のうち、物品管理簿に記入もれとなつているものがあつた。また、業務日誌の受払が正確でないため、翌年度繰越数量が違つていた。的確な事務整理をされたい。

オ 当園医師の自家用自動車を受容児童の輸送等公用に使用したとき、ガソリンを現物支給しているがこのような場合は自動車の貸借関係を明確にしておくことが適当と考えられるので、取り扱いについて検討せられたい。

カ 浄化槽のくみ取りならびに清掃を同じ日に2業者を実施させていたが、2業者の請求内容をみよと重複していると思われる部分があつた。仕様書等により各業者の作業区分を明確にして実施するようにされたい。

キ 物品購入については、特定業者の見積書を徴して随量契約によつている場合が多いが、なかには、会計規則第136条の「知事が別に定める場合」に該当しないと扱われるものがある。これらについてはなるべく2人以上から見積書を徴して実施するようにされたい。

ク 設備の管理について  
 当園の排水は油断排水によつては、調理室、浴室からの脂肪類、毛髪等の流入による排水ポンプの積貯低下、排水路末端の未整備、暖房用配管ピットへの敷置なる浸水等設備についての問題点があるので、当局は対策について配慮されたい。

(3) 児童指導員室等の設置について

現在当学園建物の一部(学習棟)を隣接米子衛生学園が使用している関係もあつて、当学園運営上必要な児童指導員室、保母室、幼児室、隔室が設置できず、不都合を生じている。さらに円滑な運営をはかるためには、これら諸室の設置が望まれる。

昭和三十九年6月9日監査  
監査委員 浜田庄二

1 予算の執行状況

(1) 歳入 (単位 円)

科目	目	固定額	収入原額	収入未済額	備考
公衆衛生費負担金 使用料及手数料	金額	106,681	106,981	0	
	人	2,470,836	2,484,015	6,771	
	計	77,080	77,080	0	
合計		2,674,567	2,667,776	6,791	

(2) 歳出 (単位 円)

科目	目	予算令連額	支出済額	不用額	備考
衛生費	金額	182,226	181,946	280	
	人	2,500	2,500	0	
	計	31,992,783	31,749	30,749	
合計		32,208,258	32,177,229	31,029	

(3) 収入証紙取扱額 (食品衛生法に基づき手数料等各種許可手数料)  
742,820円

2 主な事業の実施状況

(1) 結核健康診断実施状況

実施区分	対象人員	検査人員	検査数	受診率
定 一般住民	31,351	21,279	1,472	67.8%
学校、事業所等	22,719	20,702	1,898	91.1
項 計	54,070	41,981	3,370	77.3
定 受診者	720	603	30	83.7
期 患者及び家族	3,679	870	1,443	60.4
外 計	4,399	1,473	1,473	64.2
合 計	58,469	43,454	4,843	76.6

(2) 赤痢菌検索実施状況

対象者	検非件数	陽性件数
接種者、在宅調剤保有者	649	36
多項地区住民等	6,365	111
食品、給食、水道従事者	1,166	0
その他	10,939	19
合計	19,117	166

(3) 保健婦家庭訪問活動状況

目的	結核	伝染病	予防	栄養	母性	その他	計
訪問数	1,884	304	124	15	4	1,335	3,668

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況

1

4

食品	品	種	境
対象数	監視指導件数	対象数	監視指導件数
285	122	355	258

(5) 狂犬病予防事業実施状況

監視回数	予防注射回数	切留回数	運送回数	処分回数
963	1,462	95	26	69

(6) 試験検査実施状況

項目	法定伝染病		結核		寄生虫		食中毒		その他		計		
	培養	副培養	培養	副培養	検出	検出	検出	検出	検出	検出			
件数	19,037	158	72	633	33	200	158	212	116	58	627	4	21,308

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 市町村等からの委託により実施した結核住民検診等の使用料及び手数料は、速やかに測定するように留意されたい。とくに、市町村からの委託により実施した結核住民検診の使用料及び手数料は年度末の1〜3月に取りまとめ測定しているが、関係撮影、精密検査の各集団業務終了ごとにそれぞれ速やかに測定するようにされたい。

イ 使用料及び手数料のうち、社会保障費等補助金支払基金への請求もれ及び延滞検診に伴う検査手数料に測定もれがあつたが、迅速な事務処理に留意されたい。

ウ 負担金、使用料及び手数料の納期限までに納入されないものにつ

いては、所定の督促及び延滞金徴収の手続きを行なわれたい。

エ ム(取扱費等)手数料等証紙による収入にあつて、事務担当者(預かり)を発行して手数料相対額の現金を一時預かつている事例があつたが、この取り扱いは適当でない。

オ エックス線業務従事職員特別労務費補助の実績と、エックス線業務日誌の撮影実績に不具合があつた。一時的な事務処理をされた。

カ 保健所連絡協議会委員である一般職に属する職員に当年度も報酬を支給しているものがあつたが、前回の監査で指摘されたとおり速当と認めがたい。

キ 管内町村に対し、結核対策補助金を交付するにあつて、概算による交付額が多かつたため、船岡町を除く他の町村からは、いずれも概算の結果返納させていた。概算の交付にあつては、町村の事業実施見込を的確に把握して交付するようにされたい。

ク 結核患者管理検診及び家族検診の委託料支出額と委託先病院から返送された検診結果票(保健所長が発行する受診券)の合計金額に不具合を生じていた。的確な事務処理をされたい。

(2) 受診調剤特別費及事業について

この事業に使用する器具、薬品は、管内の町村に配付し、町村から各受診調剤実施指導員に交付する方法によつていたが、町村の受診証を徴していないものがあつた。調査を明確にしておかれたい。

なお、受診調剤実施指導員の指導実績報告に基づく(被指導者)に対する交付数量は、当年度町村に交付した数量よりかなり少ない数であつた。実施指導の指導状況を適時は増し、事業効果の確保に一層配慮の

要がある。

(3) 予算の執行について

ト 自動車用燃料を年度末に相当数量購入し、年度間の消費数量以上のものを翌年度に繰り越していたが、このように不急と思われる年度末の購入は抑制すべきである。

イ 食品衛生指導費特別経費 5,000円は食品衛生一日監視の経費であるが、当年度は実施せず全額不執行にしていた。せつかく計上された予算であるから、他の保健所の例のように効果的に執行するようにされたい。

(4) 公有財産の使用許可について

結核予防会鳥取県支部に使用許可しているレンタゲン自動車運転手事務所処理室については、許可条件として「付帯する電話、暖房、電気、ガス及び水道等の諸設備の経費を負担する。」となつていゝるにもかかわらず、同委員が負担していない。

使用状況に応じて条件の通り負担させられたい。

(5) 敷地の賃借契約について

当所敷地421坪は地元町有地であるが、賃借契約がなされていない。毎回の監査で指摘しているとおり、譲与されたものであるかどうか調査して明確にしておかれたい。

4 組織運営について

昭和34年度に試験検査室が設置されたが、理化学検査業務については未だ職員の配置がないので実施されていない。県内で最も普及率の高い水道について定期的な水質検査 (130件) さえも単独で行えない状態にある。職員の配置につき考慮し、管内住民の保健福祉につながる基本施

設の充足について、その促進を期せられるよう要請する。

送 付 保 健 所 昭和40年6月9日監査

監査委員 中 田 玉 平  
同 小 谷 善 高

1 予算の執行状況

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	調 定 額	収入済額	収入未済額	備 考
公衆衛生費負担金	47,313	47,313	0	
使用料及手数料	975,061	975,061	0	
雑 入	45,524	45,524	0	
合 計	1,067,696	1,067,696	0	

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予算合算額	支出済額	不用額	備 考
歳 出	213,249	213,249	0	
民 生 費	2,000	2,000	0	
衛生 費	19,557,724	19,555,476	2,246	
合 計	19,772,973	19,770,727	2,246	

(3) 収入証紙収付額 (食品衛生法に基づき手数料等各種許可手数料)

398,640円

2 主な業務の実施状況

(1) 結核健康診断予防接頭実施状況

実 施 区 分	対象人員		検査人員		検査結果		受診率	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
定 期 一 般 住 民	14,090	12,529	2,269	1,239	11,001	539	88,996	
学 校、事 業 所 等	8,207	8,119	5,173	1,325	7,424	320	98,9	
計	22,297	20,648	7,442	2,562	18,455	859	92,6	
定 期 患 者 及 家 族 等	330	245			245	14	74,2	
計	1,232	1,018	52	21	806	228	82,6	
外	1,562	1,263	52	21	1,053	242	80,3	
合 計	23,859	21,911	7,494	2,583	19,488	1,101	91,8	
法定外 (学校、事業所)	4,672	4,672			4,672	124		

(2) 赤痢菌検査実施状況

対 象 者	検 査 件 数	陽 性 件 数
患者、接触者、経路者	639	16
集団発生発生地区住民	570	0
食品、給食関係従事者	650	1
その他	93	1
合 計	1,952	18

(3) 保健婦家庭訪問活動状況

目的	結核	成人病	乳幼児	未熟児	母性	性病	その他	計
訪問数	539	2	127	28	25	5	25	791

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況

食 品	品 類		監視指導件数
	対 象 数	監視指導件数	
食 品	318	645	84
環 境			224

(5) 狂犬病予防事業実施状況

監視回数	予防注射回数	狂犬病発生回数	犬の狂犬病発生回数	狂犬病発生件数	狂犬病発生数	狂犬病発生率
428	707	74	50	17		109

(6) 試験検査実施状況

項目	結核菌		尿 酸	赤痢菌	血 球 数	血 球 検査	赤痢菌検査	寄生虫検査	食品	水	計	
	検出	検出										
検出回数	1,952	350	305	681	905	88	81	128	144	81	64	4,845

3 留意事項

(1) 経理出納事務

ト 国庫医院等からの試験、検査依頼にかかる試験手数料は、1か月分を振りまとめて測定しているが、誤測定が発生しないよう試験、検査依頼のあった都度測定されたい。

イ 負担金、使用料及び手数料の納期限までに納入されたいものについては、所定の督促及び延滞金徴収の手続きを行なわれたい。

ウ 保健所運営協議会委員である一般職に属する職員に当年度も報酬を支給していたが、前回の監査で指摘したとおり適当と認められた。  
 エ 妊婦予防法に基づくと妊婦に於ては、所定が履行した胎産費令書の付添開始月以前の胎産費を支出しているものがあつた。的確な事務処理をされたい。

成 政 社 公 報 監 査 委 員 長 田 庄 三

1 予算の執行状況

(1) 歳入 (単位円)

科目	課定額	収入済額	収入未済額	備考
公衆衛生費負担金	13,152	13,152	0	
使用料及手数料	1,009,635	1,009,635	0	
物品売上収入	44,500	44,500	0	
期収	49,350	49,350	0	
合 計	1,116,637	1,116,637	0	

(2) 歳出 (単位円)

科目	予算分速額	支出済額	不用額	備考
地 産 費	326,321	326,321	0	
民 生 費	2,500	2,500	0	
期 収	23,444,626	23,440,204	4,420	
合 計	23,793,447	23,789,027	4,420	

(3) 収入控除費負担 (食品衛生法に基づくと手数料等各種許可手数料)

635,830円

2 主要業務の実績状況

(1) 結核療養院新予防接種実施状況

実施区分	対象人員		ワクチン接種人員		B.C.G.接種人員		問診検査補助員	受診率
	(A)	(B)	A	B	A	B		
定 一 般 住 民	20,557	18,199	3,090	1,585	16,265	297	89.5%	
定 学 校、事 業 所 等	11,989	11,525	5,905	1,696	11,535	100	96.1	
期 計	32,546	29,722	8,995	3,281	27,608	397	91.9	
定 集 習 者	155	105			102	3	69.0	
期 患 者 及 家 族 等	2,232	1,923			1,436	719	86.2	
外 計	2,387	2,028			1,538	722	85.0	
合 計	34,933	31,950	8,995	3,281	29,166	1,119	91.5	
注 法 によらないもの		2,194	38		2,037	176		

(2) 保健婦家庭訪問活動状況

計画人員	在住人員	面接受付	検便人員	検便率	問 診 者 数	期 入 診 者 数	備 考
6,766	6,588	7,053	6,469	98.1%	11	10	1

(3) 保健婦家庭訪問活動状況

目的	約 束 数	性 別	乳 幼 児	未 熟 児	母 性	妊 婦	定 居 妊 婦	そ の 他	計
訪問数	500	16	74	23	35		182	1,450	2,280

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況

対 象	品		場 所	
	数	監視指導件数	対 象	監視指導件数
	251	302		134
合 計				246

(5) 狂犬病予防事業実施状況

登録頭数	予防注射頭数	接種頭数	遅延頭数	処分頭数
999	1,745	33		21

(6) 試験検査実施状況

項目	糞 便		血 液		尿		水		その他	合 計
	件数	検査	検出	その他	検出	その他	検出	その他		
糞 便	152	8,335	510	570	950	177	305	143	244	98
血 液										278
尿										93
水										81
その他										11,936

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 市町村からの委託により実施した結核住民検診の昭和40年2月～3月分については、当該年度補助金交付の実績としないので、翌年度における補助金交付の対象とすることとしていること及び当該検診料を翌年度で課定していただくことは適当でない。  
 イ 負担金、使用料及び手数料の納期限までに納入されないものにつ

いては、所定の督促及び滞滞金の徴収手続を行なわれない。  
 ウ 不用品の売り払いにいたり、買受人が物品引取後において代金を納入するとの約定をしていただくこと及び物品引取後において代金を確定収納していただくことは適当でない。  
 エ 妊娠中検診訪問指導助産婦に手続を交付しているが、指導記録表をみると指導者の印のないものがある。  
 オ 保健所運営協議会委員である一般職に属する職員に当年度も報酬を支給していたが、前回の監査で指摘されたとおり適当と認められた。  
 カ 物品の購入にあたって、業者から送る見積書は当所で印刷した用紙を使用し、見取人の印のないものがあつた。  
 キ 結核患者管理検診の委託料支出額と委託先別検診から送られた検診結果票(保健所長が発行する受診券)の金額に不整合を生じているものがあつた。的確な事務処理をされたい。

倉 吉 保 健 所

昭和40年6月30日監査

監 査 委 員 長 田 庄 三

1 予算の執行状況

(1) 歳入 (単位 円)

目	課税額	収入控額	収入税額	備	考
公営住宅賃料	5,247,775	5,247,775	0		
使用料及手数料	5,400	5,400	0		
物品売払収入	520,740	520,740	0		
雑収入	5,721,800	5,721,800	0		
合	11,489,715	11,489,715	0		

(2) 歳出 (単位 円)

目	予算金額	支出控額	不用額	備	考
総務費	447,875	447,874	2		
民生費	60,000	59,426	574		
衛生費	41,074,005	41,047,729	26,286		
合	41,581,880	41,555,029	26,862		

(3) 収入証紙取扱額 (食品衛生法に基づき手数料等各種許認可手数料)

3,284,620円

2 主な業務の実施状況

(1) 結核健康診断予防接種実施状況

実施区分	対象人数		予防接種回数		B・C・D間接接種回数		受診本数 (B)
	(A)	(B)	予防接種回数	予防接種回数	間接接種回数	間接接種回数	
定 一 般 住 民	58,160	43,298	5,359	1,859	39,334	1,270	74.4%
学校、事業所等	44,934	41,952	30,724	11,090	36,749	1,169	93.4
期 計	103,094	85,250	36,083	12,949	76,113	2,439	82.7

定 員	1,300	1,300	0	1,300	1,300	0	0	0
男 性	4,170	2,028	0	1,380	1,380	0	0	0
女 性	1,770	4,554	0	5,024	1,570	0	0	0
合 計	11,004	91,836	56,141	10,949	81,157	4,201	82.7	

(2) 小児保健施設実施状況

区 分	種 類	料 金	料 金	男 性 体 数	女 性 体 数
保 体 数		5,707	4,914		198

(3) 保健師家庭訪問活動状況

目 的	住 居 別	妊 娠 婦 女	乳 児	幼 児	学 童	そ の 他	計
訪問数	150	1,642	317	135	256	67	1,267
		414	130	345	4,701		

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況

食 品	品 名	監視指導件数	監視指導件数	監視指導件数
許可を要する施設	許可を要しない施設			
対 象 数	監視指導件数	対 象 数	監視指導件数	
1,405	2,071	4,930	174	1,107

(5) 狂犬病予防事業実施状況

区 分	住 居 別	引 取 回 数	注 意 回 数	給 分 数	数
引 取 回 数	予防注射回数	引 取 回 数	注 意 回 数	給 分 数	数
3,130	5,212	216	17	199	

(6) 試験検査実施状況

項 目	予防接種、血清学的検査			性病検査			結核検査			合 計
	増設	血清学的検査	血清学的検査	結核	性病	結核	増設	増設	結核	
件 数	7,917	91	75	83	2,702	106	1,157	1,204	161	13,572

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 教育医家負担金 (母子衛生費負担金) について負担金決定の基礎となつている教育期間と、白兎学園長からの退園通知と異なつてい

るものがあつたが、このような場合は事情を調査して負担金決定に

遺漏ないようにされた。

イ 市町村等からの委託により実施した結核住民検診等の使用料及び

手数料の決定については、前年度においても指摘したが、なお郵政

・保健所の項で述べたとおりであるので留意された。

ウ 保健所運営協議会委員報酬の支給内容と会議録の委員出席記録と

に一致しないものがあつた。的確な経理をされた。

エ レントゲンフィルム購入については、必要のつと特定業者の見

積書を徴して随意契約によつてゐるが、なかには、会計規則第136

条の「知事が別に定める場合」に該当しないとと思われるものがある。

これらについては、なるべく2人以上から見積書を徴して実施する

ようにされた。

オ 受胎調節特別普及事業に使用する器具は、受胎調節実地指導員に

交付して指導員が指導の際該指導者に支給する方法によつてゐるが、

指導員の名には4・4半期分として交付を受けたものを当年度中

に全然支給していないものがあつた。指導員の指導状況を適時は調

査する等事業効果の確認に配慮された。

なお、当年度購入した器具の代金で一部未払となつてゐるものが

あつた。

カ 嘱託医師等に対する旅行旅費に關しては、旅行旅費簿を調査され

た。

キ 妊娠中重症訪問指導補助金に手当を支給しているが、訪問指導記

録簿をみると該指導者の印のないものが多い。

(2) 公有財産の使用許可について

ア 寄生子防協会、食品協会鳥取県支店倉吉支所及び中部料理飲食

業組合に使用許可している事務所については、郵政保健所の項で述

べたとおり、それぞれ費用を負担させられた。

鳥 取 保 健 所

昭和40年7月26日監査

監査委員	浜 田 庄 二
	岡 中 田 玉 平
	岡 小 谷 尊 高
	岡 新 見 修

1 予算の執行状況

(1) 歳 入 (単位 円)

科目	目	測定額	収入併額	収入未併額	備考
公衆衛生費負担金 使用材料及手数料 物品先払収入 雑収入 計		476,877	412,912	23,965	
		5,750,249	5,758,978		返戻金(1)を介 して
		16,500	16,500		
		210,879	210,879	0	
計		6,375,000	6,359,199	25,871	

(2) 歳出

(単位円)

科目	目	予算外定額	支出併額	不用額	備考
総務費 民生費 衛生費 計		1,154,234	1,154,224	10	
		52,000	48,000	4,000	
		49,705,448	49,604,615	100,833	
		50,891,682	50,786,839	104,843	

(3) 収入証紙取扱額 (食品衛生法に基づき手数料等各種許可手数料) 4,135,480円

2 主な業務の実施状況

(1) 結核菌検査新予防接種実施状況

実施区分	対象人員(受診人員)		B.C.G.接種人員		受診率	
	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)
一般住民	62,489	27,085	4,374	3,522	22,150	1,049
学校、事業所等	63,427	51,152	23,888	6,040	49,837	2,233
計	125,916	78,237	28,262	9,562	71,987	3,282
						62.1

定員	実数	1,878	106	62.6		
児童及家族等	5,886	4,509	2,095	2,514	78.3	
計	8,886	6,487	4,173	2,420	73.0	
計	114,832	84,724	28,262	76,160	5,702	62.9

(2) 赤痢菌検査実施状況

対象者	検査件数	陽性者数
患者との接触者	3,090	58
食品、給食、水道従事者	5,580	11
その他	229	1
計	8,899	70

(3) 保健師家庭訪問活動状況

目的	結核菌検査	成人痘の接種	狂犬病衛生見	未熟児乳	見物	見物	その他	計			
訪問数	3,239	16	35	111	308	336	933	113	52	175	5,300

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況

許可を要する施設	食品		環境			
	許可を要しない施設	許可を要しない施設	対象数	監視指導件数		
対象数	1,519	1,562	4,660	295	1,220	1,441

(5) 狂犬病予防事業実施状況

接種回数	予防注射回数	抑留引取回数	返還回数	処分回数
2,232	3,556	448	38	410

(6) 試験検査実施状況

項目	結核菌		淋菌		尿	血	水		食品		合計	
	陽性	陰性	陽性	陰性			検査	検出	検査	検出		
件数	9,024	2,727	2,731	622	517	1,710	7,584	1,065	604	657	686	27,334

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 教育医療負担金(母子衛生費負担金)の徴収において、前年度に  
おいても指摘したが、当年度においても測定されなかった。  
また、使用料及び手数料の徴収についても測定されぬいは健康相  
談票と測定とが相違しているものがあつた。それぞれ適宜な事務処  
理に留意されたい。

イ 市町村等からの委託により実施した結核住民検診等の使用料及び  
手数料の測定については、前年度においても指摘したが、なお家  
保健所の項で述べたとおりであるので留意されたい。  
ウ 使用料及び手数料の督促にかかるとのについて、延滞金を全然測  
定していないが、所定の徴収手続きをすべしである。

エ 精神衛生産定医等特設助産員養成所に記載の従事した時間区分が明  
確でないものがあつた。また、細菌検査業務従事職員特設助産員  
等は、9月以降調整していかなかった。それぞれ正確のとおり整備さ

された。なお、9月以降は細菌検査業務従事職員特設助産員養成  
所にて、伝染病特設助産員養成所を兼ねていたが、所長の決裁印が  
もれていないものがあつた。

オ 受給開始特別費及事業に使用する器具用品は市町村に配分し、市  
町村がさらに受給開始特別費指導員に交付しているが、当年度の購入  
数量と市町村への配分が不適合となつているもの、市町村への配分  
と受領証の数が一致していないもの、市町村の受領証を提出してい  
ないものがあつた。授受を明確にしておかれたい。また実地指導員か  
らの指導報告書の整理が不十分なもの、実地指導員に報告費(手当)  
を支給していたが、この支給実績と指導記録簿の指導件数が不適合  
を生じているものがあつた。的確な事務処理をされたい。

カ 不用犬の買上実績については補遺日誌に記入整理していたが、主  
管課の指示する買上票を作成しておかれたい。なお、補遺日誌に所  
長決裁印のないものがあつたが、決裁を受けるようにされたい。  
キ 郵便切手の月末現在高の検査を実施していない月があつた。厳行  
されたい。

(2) 予算の執行について

ア 食品衛生指導員特別旅費 7,000円は食品衛生1日監視に要する旅  
費であるが、当年度は実施せず、全額不執行としていた。せつかく  
計上された予算であるから効果的に執行するようにされたい。

(3) 公有財産の使用許可について

オ 衛生虫予防協会、食品衛生協会共収果支取、獣医師分使用許可し  
ている事務所については、部家保健所の項で述べたとおり、それぞれ  
費用負担させられたい。

4 進捗について

実務推進等は現在5名程度の対応能力しかない。  
 実務推進の急務の指導の場として婦人団体、職場グループ、学校、青年会、事業所の給食従事者等によって積極的に活用されている現状である。地区引継ぎ活動の母胎となる食生活改善推進員の養成(年間50-80名)も急務的に行われているので、早くとも、60名程度を養成しようとする実務推進を現建物の二階に増設することについて検討を要する。

米子保健所 昭和40年7月27日監査

監査委員 浜田 庄二  
 同 中 田 平  
 同 小 谷 豊  
 同 新 見 高彦

1 予算の執行状況

(1) 歳入 (単位 円)

科目	目	額	定額	収入済額	収入未済額	備考
公共衛生費負担金	使川料及手数料	7,329,833	7,329,833	0	0	
	物品売上収入	25,500	25,500	0	0	
	雑収入	170,866	170,866	0	0	
	雑収入	170,866	170,866	0	0	
	計	7,872,024	7,872,024	0	0	

(2) 歳出

(単位 円)

科目	目	予算定額	支出済額	不用額	備考
公共衛生費	歳入	21,200	721,900	0	
	歳出	57,000	53,000	0	
	雑収入	97,800,790	57,223,839	40,576,951	
計	54,155,490	54,035,739	119,751		

(3) 収入証紙収支額(食品衛生法に基づき手数料等各種許認可手数料)  
 7,455,020円

2 主な業務の実績状況

(1) 結核健康診断予防接種実施状況

実施区分	対象人員		A種		B・C種		結核健康診断		受診率	
	受診人員	未受診人員	受診人員	未受診人員	受診人員	未受診人員	受診人員	未受診人員	受診率	備考
一般住民	97,081	34,941	6,283	3,269	30,530	1,646	36,096	86.5		
学校、事業所等	92,889	83,421	41,645	8,241	77,987	3,004	89.8			
計	189,970	118,362	47,928	11,510	108,517	4,650	123.3			
定数	5,800	5,019	-	-	4,881	133	86.5			
期患者及家族等	7,009	5,157	-	-	2,259	2,878	72.5			
外	12,809	10,156	-	-	7,140	3,016	79.3			
計	202,779	128,518	-	-	115,657	7,664	83.4			

(2) 保健婦家庭訪問活動状況

目的	伝染病	結核	性病	成人病	その他	乳児	幼児	未熟児	その他	計
訪問数	131	2,310	11	90	132	38	197	7	189	4,319

(3) 食品及び環境衛生監視指導状況

対象	許可を要する施設		許可を要しない施設		対象数	監視指導回数
	件数	監視指導回数	件数	監視指導回数		
食	2,239	3,884	6,943	922	1,301	1,507

(4) 狂犬病予防事業実施状況

種類	種類数	予防注射回数	捕かぐ回数	返還回数	処分回数
犬	4,353	6,602	359	116	252

(5) 試験検査実施状況

項目	検査件数	検査回数	検出数	検出率	検査費	検査回数	検出数	検出率	検査費
糞便検査	10,592	4,700	6,405	25%	14	3,622	104	1.02%	14,975
合計	10,592	4,700	6,405	25%	14	3,622	104	1.02%	14,975

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について  
 ア 養育医療負担金(母子衛生費負担金)については、厚生部長の決定に基づき徴収しているが養育児童の死亡に伴う負担金の変更決定がなされていないにもかかわらず変更徴収しているもの及び数ヶ月後になされた変更決定に基づき減額決定しているものがあつた。常に実態の把握に努めるとともに速やかに所定の手続きを行なうよう留意されたい。

イ 市町村等からの委託により実施した結核住民健康診断等の使用料及び手数料については、前年度においても指摘したが、なお郡家保健所の項で述べたとおりであるので、留意されたい。

ウ 一般健康診断の使用料及び手数料の額定めれが相当件数あつた。適正な事務処理に留意されたい。

エ 使用料及び手数料の督促にかかるとのについて延滞金を全額規定していないが、所定の徴収手続きをすべしである。

オ 畜検査員および狂犬病予防員ならびに補助検査業務従事者の特殊勤務実給金の実績と各業務日誌の特殊勤務従事実績に不整合を生じているもの、旅行命令簿と野犬捕獲日誌の捕獲従事実績と一致しないものがあつた。また、試験検定日誌に所長決裁印のないものがあつた。適正な事務処理をされたい。

カ 結核患者管理検査及び家族検査を病院に委託し、この委託料を支払っていたが、病院から戻送された検査結果簿(所長の発行した受診券)をみると、受診期限経過後に検診しているものがあつた。

キ 不用犬の買上証費として7,000円の子軍令通を受けて、8月から11月の間に14頭を買上げ、この代金1,400円を支出し、残額5,600円は不用額としていた。買上は、月1回担当員に子軍令通額全額(翌月からは予算残額全額)を資金納付し、月末に精算の結果、大部分の額を返納していたが、資金納付にあつては1ヶ月の買上実績等を勘案し、必要以上の資金納付をすることのないようになされたい。

ク 妊娠中健診訪問指導制度に手当を支給しているが、訪問指導記録票に被指導者の印のないものが多い。

ケ 結核衛生に関する相談及び指導を行なう等のため、県下一箇所



当市内に精神衛生相談所が設けられており、この相談所の書記、(非  
常勤) に対し報酬(月手当5,000円)を支給しているが、年間を通  
じて全然来所もなく相談所として十分な活動を実施していないよ  
うに思われた。しかし、在宅精神障害者の家庭訪問指導等について、  
現実には各保健所で分担実施している実情でもあり、前記相談所の  
在り方について検討善処の要がある。

(2) 公有財産の管理等について

ア 外来者の下足整理等のため下足室の無償貸与等について、所長と  
特定個人の間に契約を結んでいたが、行政財産について、所長  
限りでこのような契約を締結することは現行規定に照し適当でない。  
主管課は早急に検討善処されたい。

イ 結核予防会鳥取県支部、若生母子協会及び食品衛生協会米子支  
所に使用許可している事務所について、電話の使用料以外について  
は、郡家保健所の項で述べたとおり、それぞれ費用負担させられな  
い。

(3) 一般住民結核健康診断実施について

当年度米子市の一般住民結核健康診断受診率は9.5%、境港市は15.  
9%で管内町村の受診率(平均91.8%)に比しては勿論、他管内の市  
(鳥取市32.5%、倉吉市39.2%)に比較しても極めて低率である。前  
回の監査でも指摘したが、市当局の実施体制の強化について一層強力  
に指導し受診率の向上をはかるよう重ねて要望する。

具 印 刷 所 昭和40年7月1日監査

監査委員 浜 田 庄 二

1 事業収支決算状況

(単位円)

科 目	予 算 額	調 定 額	収入済額	収入未済額	備 考
事業収入	14,636,000	12,715,318	12,715,318	0	
物品売上収入	1,000	12,488	12,488	0	
前年度繰越金	1,666,000	2,006,859	2,006,859	0	
備 考	1,000	61,645	61,645	0	
合 計	16,304,000	14,796,318	14,796,318	0	

(2) 支 出 (単位円)

科 目	予 算 額	支出済額	不用額	備 考
人 件 費	8,845,000	8,542,725	300,277	
用 途 費	5,770,000	4,614,158	1,155,842	
地 租 費	365,000	166,380	198,620	
備 考	1,326,000	0	1,326,000	
合 計	16,304,000	13,323,261	2,980,739	

(3) 昭和39年度収支の状況は上記のとおりである。これを単年度である  
と、前年度からの繰越金を控除した収入合計12,789,449円に対し、事  
業支出13,323,261円(印刷費等の施設整備としての随時的支出166,38  
0円を含む。)で、差引き533,812円の赤字となる。

しかしながら、原材料費即額95,158円(前年度からの繰越額278,27  
6円と翌年度への繰越額373,434円の差引額)があるので、これを考慮  
すると実質赤字額は438,654円となる。なお、決算上では前年度から  
の繰越金と単年度赤字額の差引額 1,473,057円を翌年度へ繰越してい  
た。

2 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 名刺、年賀状状等の印刷代金を当所で現金受領しているものがあ  
るが、この収納金の指定金融機関への払い込みが遅れているものが  
あった。遅滞なく払い込むようになされたい。

イ 原材料及び消耗材料の棚卸にあたっては、帳簿上のみによってい  
るが、現物との照合確認を行なわれたい。

(2) 敷地の契約について

当所敷地のうち、鳥取市から無償で借用している土地については、  
前回の監査で指摘したとおりで、早期に貸借関係を明確にし、できれ  
ば所有移管を促進するよう重ねて要望する。

3 運営について

当所の運営については毎回の監査で指摘しているところであるが、当  
年度は印刷費等購入のための随時的支出はあったものの、随時的のとおり  
相当額の半年赤字決算をしている。支出額に対する人件費の占める割合  
は年々増加し、今後の運営はますます困難が予想されるので、職員構成、  
施設整備等運営の根本的在り方については慎重に検討善処の要がある。

身体障害者更生指導所  
身体障害者更生相談所  
精神障害者更生相談所

昭和40年6月16日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
岡 中 田 玉 平

1 予算の執行状況

(1) 歳 入 (単位円)

科 目	調 定 額	収入済額	不用額	備 考
生産物売上収入	1,557,197	1,446,450	47,587	43,160
弁 償 金	11,845	0	11,844	0
合 計	1,569,041	1,446,450	59,431	43,160

(2) 歳 出 (単位円)

科 目	予 算 額	支出済額	不用額	備 考
施設管理費	228,000	228,000	0	
社会福祉費	14,532,412	14,477,347	55,065	
合 計	14,760,412	14,705,347	55,065	

2 身体障害者更生指導所入生の状況

(単位人)

課 課 目	入 生		退 学		所 属 課 員 (ア-1)	計
	男	女	男	女		
入所生	10	10	10	10	10	10
退学生	10	10	10	10	10	10
計	20	20	20	20	20	20

心療科	5	2	2	1	2	1	2
眼科	4	3	2	1	1	1	1
皮膚科	13	9	3	1	5	2	1
泌尿科	5	4	1	1	3	1	1
産科	19	12	5	1	2	4	3
小児科	43	29	13	1	2	12	9
合計	114	70	35	7	24	31	17

3 身体障害者更生相談所所定件数

区分	心療	聴能	医療	補装具その他	計	相談人員
視覚障害者	4	4	268	54	4	286
聴覚・平直聴能障害者	5	3	353	214	5	574
肢体不自由者	87	87	495	400	80	1,149
智力・言語機能障害者	1	1	1	1	1	4
合計	97	97	1,116	649	90	2,049
						1,819

4 精神障害者更生相談所所定件数

区分	心療	聴能	その他	計	相談人員
内	26	65	28	119	67
通	386	440	147	973	437
合計	412	505	175	1,092	504

5 留意事項

(1) 未収金の整理について  
前年度の監査で指摘した未収金の早期収納確保については、相当努

なされてはいたが、下記のとおり、59,131円の未納文書処分を行なったほか、45,160円の未収金がある。なお一層配付されたい。

(単位 円)

科目	前年度からの繰越金	本年度の収入	本年度の支出	本年度の未収金	本年度の未納金	本年度の未納金合計
生産物売上収入	118,487	27,940	47,587	43,160	0	43,160
雑収入	11,844	0	11,844	0	0	0
合計	130,331	27,940	59,431	43,160	0	43,160

(2) 経理出納事務について

生産物売上代金を納期限まで納入されないものについての督促状発行は9月、12月、3月にそれぞれの間のものを取りまとめて行なっていたが、所定の時期に督促されたい。

なお、督促才入金整理簿を整備されたい。

就型装具の製作、修理を業者に委託していたが、当所が材料（＋ルック）を提供している場合と、提供していない場合があるにもかかわらず委託料はいずれの場合も同単価で請求して支払っていた。材料を提供するしないでは、価格に差異をつけることが適当と考えられるので、契約にあたって確認されたい。

物干場を隨意契約により100,000円で新設していたが出来形が見積明細書のとおり施工されていないと認められる部分があった。実施にあたって一層慎重を期されたい。

清掃人等日々雇用の場合に賃金台帳を整備してはいたが、調整しおかれたい。

(3) 物品の管理について

物品事務取扱規則の制定に伴い、整備した物品出納簿と旧物品出納簿との間に数量差の異なるものが相当件数あったが、これらについては、速やかに不用の決定及び処分の手続きをされたい。

郵便切手の月末現在高の検査を8月以降実施してはいたが、行なわれたい。

6 組織、運営について

(1) 近時重度障害者の入所者数が増加しつつあるが、施設の構造が重度者に適合せず、たとえば、車イスの使用も不可能であるので、対策を講ぜられたい。

(2) 監査日現在、重度障害者を含む34名が寄宿舎に収容されているが、寄宿舎は本館で、火災その他の夜間における非常事態、危険の発生等に対処して、一人の訪道員のみでは万全が期せられない。

重度者の寄宿舎生活における生活指導を兼ねた会室の配置について検討されたい。

衛生研究所

昭和40年7月7日監査

監査委員 中

田 玉 平

1 予算の執行状況

(1) 歳入

(単位 円)

科目	目	額	定額	収入	収入未済額	備考
手数料	収入	1,110,659	1,110,659	0		
雑収入	計	3,050	310	2,740		
合計	計	1,113,709	1,110,969	2,740		

(2) 歳出

(単位 円)

科目	目	予算	実績	未済	備考
事務費	経費	136,997	136,997	0	
公衆衛生費	経費	14,700,256	14,693,879	6,377	
保健衛生費	経費	136,700	136,700	0	
合計	計	14,973,953	14,967,576	6,377	

2 主な調査研究及び試験検査事項

(1) 理化学試験科

ア 日野川水系河川の水質調査

イ バイの食中毒に関する研究

ウ 県内温泉の実態調査

エ 乳・乳製品の品質調査

オ 放射線調査

カ 水質改善に関する調査研究

(2) 細菌検査科

ア 腸炎ヒソナの分布調査

イ 赤痢菌の薬剤耐性調査

ウ 伝染病流行予備調査 (ボリオ、ジフテリア、インフルエンザ)

(3) 依頼先別検体件数

区 分	細菌学検査 清浄検査	結核検査	梅毒検査 (血清反応を 除く)	食品衛生 検査	環境衛生 検査	その他	計
依頼によるもの	577	24	1,912	268	62	33	2,722
依頼以上のもの	2,552	14	35	139	1,762	10	4,767
合計	3,129	38	1,947	407	2,324	43	7,489
自から行なつたもの	14,640	312	91	102	404	28	15,577
合計	18,369	650	2,038	509	2,728	71	29,823

3 留意事項

- (1) 経理出納事務等について
  - ア 検査手数料で「健康保険法の規定による徴収に要する費用の額の算定方法に基づき算出額の8割」と規定されているものについて、計算で得た10円未満の金額を切り捨てているが、この方法は適当でない。
  - イ 管内細菌培養検査手数料及び寄生虫検査手数料の減免については「20件以上、1件につき」と規定されているが、一事業所等の申込が20件以上の場合において、当所では、20件を超える部分についてのみ適用している。一方同じ検査を行なっている各保健所ではその全部の件数について適用しているが、主簿簿においてこの取扱いを統一されたい。
  - ウ 当所においては、最近条件に規定されていないもの(例えば、各

種ジューズの試験、検査及び能力テスト等)の委託試験、検査が増加しているが、これらの手数料については、関係条例に逐次追加規定するようにされたい。

エ 細菌検査業務従事職員特別労務費助成および伝染病特別助成費日誌ならびに時間外勤務命令書の取替問題、従事内容に不適合を生じているものがあつた。的確な事務処理をされたい。

オ 敷地内清掃のため雇い上げた人夫について賃金台帳を調査された。

カ 採暖用燃料(白灯油)の購入にあたり、購入回数と購入数量と物品出納簿の受入数量が一致しないものがあつた。留意されたい。

キ 小切手振出等通知簿に銀行受領印のないものがあつた。なつ印を受けて授受を明確にされたい。

ク 薬材の購入については特定業者の見積書を取り、随時契約によつていたが、随時契約による場合には、県会計規則第156条により、知事が別に定める場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を取るようにされたい。

ク 当所の建物は秋あいで、道路にまで機具を置かざるを得ないような現状である。また、その構造等も当所の業務に不適当と認められる。対策を講ぜられるよう要望する。

昭和40年7月10日監査:

監査委員 中 田 玉 平  
同 新 見 修

1 予算の執行状況

(1) 歳 入 (単位 円)

科 目	額 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
雑 入	1,904,369	1,904,369	0	

(2) 歳 出 (単位 円)

科 目	予算額	支出済額	不用額	備 考
総務管理費	389,913	389,913	0	
社会福祉費	17,008,042	16,944,063	63,979	
合 計	17,397,955	17,333,976	63,979	

2 収支保護の実施状況

性別	定員	昭和40年3月末現在		昭和40年4月末現在		年 令				
		収入	支出	収入	支出	40~49才	50~59才	60~69才	70~79才	80~89才
男	52	18	16	5	49	2	16	27	4	4
女	67	25	9	16	67	5	18	24	16	4
合計	119	43	25	21	116	7	34	51	20	8

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 物品の購入及び整備にあつては、その殆んどは随時契約で行なわれ、しかも相見積書を取っていないものが大部分であつた。なかには置油等業者の競争に付することが適当と認められるものもあり、また、随時契約を行なう場合においても高額のものについては、相見積書を取る等、予算の適正執行に努められたい。

イ 収支者台帳の入家月日等内訳記録と弁償収入の基礎にした実際の入家月日等に不適合を生じているものがあつた。台帳の記録は一層正確を期されたい。

(2) 物品の管理について

ア 物品取扱主任が持つ職員別備品貸与簿及び交付を受けた職員の手つぎ券印紙受払簿をそれぞれ整備し、管理責任を明確にされたい。

大 阪 事 務 所

昭和40年7月14日監査

監査委員 浜 田 庄 平  
同 中 田 玉 平  
同 小 谷 修  
同 新 見 修

1 予算の執行状況

(1) 歳 入 (単位 円)

科 目	額 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
財産貸付収入	48,120	48,120	0	
雑 入	1,205,896	1,205,896	0	
合 計	1,254,016	1,254,016	0	

(2) 歳出 (単位 円)

科 目	予算金額	支出済額	未用額	備 考
(一般会計)				
地 務 費	22,524,132	22,524,132		
男 勤 費	62,100	62,100		
園 林 水 理 費	159,857	159,857		
給 上 費	1,950,843	1,950,843		
(特別会計)				
用品運送等集中管理費	54,987	54,987		
合 計	24,755,848	24,755,848		

2 主な業務の実施状況

(1) 物産あつげ又は市場出荷額 (単位 千円)

種別	農水産物	畜産物	特工物産	林産物	貿易品	計
3 8 年度	2,208,539	2,489,207	174,008	1,123,167	54,920	6,055,839
3 9 年度	2,503,308	2,533,318	169,030	1,089,298	52,308	6,145,122

- (2) 職業あつげ数 38年度 2,824人  
39年度 3,210人
- (3) 観光客あつげ数 38年度 2,055人  
39年度 1,807人
- (4) 宿泊所利用者数 38年度 1,826人  
39年度 1,752人

(3) 企業別状況

- 1 誘致した企業 特製 映画 各1企業
- 2 誘致が決定した企業 製紙 1企業
- 3 誘致折込中の企業 電影製造等 15企業
- 4 留意事項

(1) 経理出納事務について  
 〒 神戸貿易事務所の運営に要する経費は、39年度では12月まで常時資金創設によって支出していたが、資金創設出納員の退職に伴う前年度資金の精算が送届していたことは適当でない。  
 〒 事務所の外壁修繕工事238,000円のはか、物件購入等の料などは随意契約で行なわれているが、随意契約を行なう場合には、その理由を明確に記録するとともに、高額のものについては見積り合わせを行ない、経費の適正な執行に留意されたい。

(2) 財産の管理について

財産台帳の刷本、図面等を見え、財産の管理に万全を期されたい。  
 〒 職員住宅の建設等についての要望意見  
 〒 職員住宅となつていった職員住宅の建設については、40年度高槻市に地方議員共済組合によつて4戸建築されることと決定し、当事務所に併設されている職員住宅が移転できる見通しがついたことは結構である。  
 なお、不健康な生活環境にある所長公舎、その他の借上住宅に入居している職員の住宅の建設についても当初の配意を望む。  
 また、現在の事務所は狭いので、しかも影光が長く、来客の応接、日常業務の遂行に支障となつているので、前記職員住宅の建設とも関連し事務の拡張改善が望まれる。

財団法人鳥取県大政青年会 昭和40年7月13日監査

監査委員	長 田 田 生 二
	中 田 田 玉 平
	小 田 田 谷 高
	新 見 見 高 修

今回、地方自治法第199条第6項の規定により、財団法人鳥取県大政青年会の監査を執行したところ、その状況は次のとおりであつた。

1 法人の概要

当会は、県内より京阪神地区に就職する学校卒業者のうち、出資を必要とする者を収容し、良好な環境のもとで居住の安定を図る目的をもつて、鳥取県住宅公社の建設した鉄筋コンクリート5階建て378,48坪を借り受け、収容定員135人で、昭和36年4月設立されたものである。

なお、県は法人設立にあつては、972,500円の出捐をしており、また、設立後毎年度運営経費に対して補助を行ない39年度は900,000円の補助金を交付している。

2 収支の状況 (単位 円)

会 計 名	予 算 額	収 入 額	支 出 額	差引増減額	備 考
一 般 会 計	4,315,000	4,333,117	4,242,937	90,180	
食 費 特 別 会 計	3,766,000	3,065,038	3,065,038	0	
育 成 事 業 特 別 会 計	594,000	678,400	678,400	0	
維持管理引当金特別会計	192,000	109,272	0	109,272	
入家保証金特別会計	1,124,000	1,058,946	514,946	544,000	

職員退職引当金特別会計	42,000	38,100	6,000	32,100
合 計	10,033,000	9,282,875	8,507,321	775,592

3 家の利用状況

区 分	前年度末入居者数	当 年				一 般 入居者数	総入居者数
		入 居 者 数	退 居 者 数	年度末	前年比増減		
3 8 年度	155	67	80	142	50,581	138	453
3 9 年度	137	71	95	113	43,967	120	438
前年度に比し増減	△ 18	4	15△	29	6,614	18	185

4 留意事項

- 1 経理出納事務について
- 2 当会の維持管理に要する経費のため維持管理引当金特別会計を設けているが、この財源であるところの一般会計の維持管理引当金から直接維持管理に要した費用を支出し、残額を当特別会計へ振り入れしているが、当該費用の経理を明らかにするため取付けた特別会計の簿書からしても、当特別会計に予算を転成して支出することが適当である。
- 3 入家の際に徴収する入家保証金の免除規定はないが、なかには免除しているものがある。徴収することを適当と認めない場合には免除できるよう短期化することが望ましい。
- 4 食費特別会計繰出金及び育成事業特別会計備品費、繰出金において、予算額が零又は不足するにもかかわらず支出されていたが、予算額が

本学は、昭和39年度に於ける、当校の財源内訳が上記のとおりである。そのためには、当校の財源内訳が上記のとおりである。そのためには、当校の財源内訳が上記のとおりである。

当校は、昭和39年度に於ける、当校の財源内訳が上記のとおりである。そのためには、当校の財源内訳が上記のとおりである。そのためには、当校の財源内訳が上記のとおりである。

毎年、年度後半にかけて利用率は低下しているが、卒業生が初めて校舎に就職する場合の宿舍不安をひとまず解消して居住を安定させ就職を奨励しているという点では、当校は一応その目的を達している。

その理由は、

その理由は、そのためには、当校の財源内訳が上記のとおりである。そのためには、当校の財源内訳が上記のとおりである。そのためには、当校の財源内訳が上記のとおりである。

米子工業高等学校 監督委員 中 田 玉 平

昭和40年4月22日 監査

1 収入の状況について（40年3月31日現在）

(1) 収入計算書

区 分	少 額	定 額	収 入 所 得 額	収 入 未 済 額
高等学校授業料		9,228,800	9,228,800	0
物品売上収入等		12,438	12,438	0
計		9,241,238	9,241,238	0

(2) 収入証紙取扱額 382件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
133,700円	4,010円	129,690円

(3) 昭和40年3月31日現在における授業料の納期限内の収納率は39.9%で極めて低額である。とくに、1月分の納期限内収納率は零となっており、また、6月分2件は12月に至って重く納入されているような状況であったので、納期を厳守させるよう努められた。

2 支出の状況について（40年3月31日現在）

(1) 支出計算書

科 目	予算額	支出済額	残 額	備 考
教育費	69,986,000	65,978,987	4,007,013	
高等学校費	69,052,000	65,480,657	3,571,343	
教育施設費	874,000	468,330	425,670	
保健体育費	40,000	30,000	10,000	
雑費	4,232	4,232	0	
公費衛生費	4,232	4,232	0	
計	69,980,232	65,983,219	4,007,013	

(2) 県内旅行命令に当り、単独行、急行等を利用する場合は、会計課長通知（昭和37.6.20発会第127号一、四）に基づいて取扱われた。

(3) 産業、理科教育振興法に基づいて購入した備品のうちには、検収が不充分なものがあつたので慎重に行ない、契約履行の確認に留意されたい。また、検査調書のうちに入庫履歴年月日並に検査員の氏名が表示されていないものが一部見られたので慎重を期されたい。

なお、電気炉等の高価な備品の購入契約の事前手続きとして、当該

備置決定の理由を記録するよう留意されたい。

(4) 電気設備並びに電気設備工事は予算途切が懸念し、発注手続きが遅れたため、年度が既に経過した重畳日現在、工事が未完成となつていた。早期竣工に努力されたい。

3 債権管理の状況について

(1) 債権管理事務取扱規則に基づき合理的な手続きを実施すべきことについては先水産高校の項で述べたとおりである。

4 公有財産管理の状況について

(1) 行政（教育）財産の設置目的以外の使用にかかる使用料の徴収については、行政財産使用料条例並びに行政（教育）財産事務取扱規則（要項）及びその運用並びに取扱い通知のとおり、会議室等のごとく使用期間が1月未満のものは、前納が原則であるのに、教室の使用を39年10月31日40年1月10日にそれぞれ許可し、いずれも40年3月31日に使用料を収納していた。留意されたい。

(2) 契約書なしに借用している国有地（農道）は、公有財産台帳には215坪となつていますが、図面は207坪でも坪不突合となつていたので、契約によりその明確を期すべきである。

(3) 行政（教育）財産使用料3件、3,748円を納入で収入していたが適当でない。

5 PTA会費等諸会費の取扱について

(1) PTA会費、施設充実費、実験実習費等諸会費は、校長をもつて発行する授業料納入通知書により便宜的に納入通知書をしていったが、納入金との区分を明確にするうえからも、これらにPTA会長等において取扱うべきである。

境 東 海 高 等 学 校 昭和41年4月25日現在  
 監査委員 森 田 昌 平  
 岡 中 田 ； ； ；

1 収入の状況について(40年3月31日現在)

(1) 収入計算書

区 分	種 類	収 入 額	収 入 率 額
高等学校授業料	全日制授業料	4,558,800	4,022,400
	物品売払収入	100,000	100,000
計		4,159,939	4,128,539
	特別会計		52,400
生産物売払収入	317,235	317,235	0
生産物売払収入	31,022,363	31,022,363	0
計		4,000	4,000
計		31,343,598	31,343,598

(2) 収入経歴取扱額 216件

経歴仕りつけ額	手数料相当額	差引収入額
75,600円	2,267円	73,333円

(3) 40年3月31日現在における授業料の納期限内収納率は、全日制29.6%、専攻科64.12%で、とくに、全日制7月分は9か月後に達り愈々完納されているような状態であるので、常時収納確保に配慮の費がある。

る。  
 (4) 生徒の実行により削減した設備品については原価計算をしていたが、価格暴落を以て手続のないまま価格を決定し販売されていた。  
 (5) 生産物売払収入において、若鳥丸漁獲生産日報等が遅延したため現金収収後に決定していたものがあつたので、収め事務の合理化に配慮の費がある。

2 支出の状況について(40年3月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予算額	支出折額	残 額	備 考
教育費	40,205,920	37,957,540	2,268,380	
	教育施設費	499,200	141,216	267,984
高等学校費	39,706,720	37,796,524	2,000,196	
計	40,210,834	37,942,454	2,268,380	
特別会計 水産実習船運営費	27,591,000	23,717,726	3,873,274	

(2) 砕氷、冷蔵サンマ等の購入にあつては、なるべく2人以上より見積書を作成しよう留意されたい。

(3) 若鳥丸に乗船の指導教官並びに実習助手に対しては、漁獲手当に對比するものとして報償費が支給されているが、これを手当てとして固定化、支給額を明確にすることが望ましい。

- (4) 特殊勤務手当(漁獲手当)として、乗船員に支給する額は、「乗員の特務勤務手当の支給に関する規則」第7条に基づき算出することになつてはいるが、計算の基礎となる「船歴に要した経費」の額は、各航海ごとにおいては概算額より、最終航海において精算額によつて異なる。航海ごとに正当額を支給すべきである。
- (5) 時間外勤務手当が39年12月分以降事実上未支給となつていた。予算令違反額もあることではあるので早期に支給されたい。
- (6) 物品事務取扱規則第39条に規定する郵便切手額の例月出納検査を助行されたい。
- (7) 若鳥丸乗船実習生徒を被保険者として団体普通傷害保険に加入していたが、航海毎に乗船生徒が変動し、かつ、その数が当初契約時より減少しているにもかかわらず、契約特約条項に定める保険会社への通知をしないかつたため、減少分に対する未経過保険料の返還を得ていなかった。契約条項の理解とその履行に留意されたい。
- 3 債権管理の状況について
  - (1) 債権の管理に関する事務の取扱いは、債権管理事務取扱規則の定めるところにより、39年4月1日から施行することとなつてはいるが、納期限後の未納に対する督促等向実地実施されていないので、早期に実施すべきである。
- 4 公有財産管理の状況について
  - (1) 行政(教育)財産の目的外使用にかかる使用料の徴収については、米子工業高等学校の項で述べたとおりである。  
 なお、使用料3件、3,139円を繰入で収入していたが、行政(教育)財産使用料で受け入れるべきである。

- 5 PTA会費等諸会費の取扱いは、米子工業高等学校の項で述べたとおりである。
- 6 若鳥丸の運送にかかる寄附金について  
 38年度に収入した寄附金は6,887千円で、予算額に対し12,863円の才入欠かんを生じていたが、39年度も引続き事業し、320万円(うち5100万円採納費)を目標に努力中であつた。折角努力されるよう要望する。
- 7 学校の運営について
  - (1) 当校は本県唯一の水産高校であるが、39年度の在校生の出身地は境港市の周辺に偏在し、気高郡以外出身は僅かに3名で、鳥取市、岩美郡に至つては皆無である。これは当校の寄附金収得人員が11名に過ぎないことも大きな原因と考えられるので、東部地区における潜在的な水産高校進学希望者の要望を満たすためにも全県一区の實をあげられるよう寄附金を拡充されるよう望む。
  - (2) 当校運動場が極めて狭隘であることは前年の監査報告で指摘したところであるが、これが対策の一部として39年度に購入した土地は低地で使用がでない。校地の拡張及び整地に配慮されたい。
  - (3) 老朽のため、前年度に開船した中野実習船の代船は、実習教育上、また、国家試験受験資格取得上、是非必要と考えられ、その建造が望まれる。

米子工業高等学校 昭和40年4月24日現在

監査委員 坂田 住雄  
副 中 田 正

1 収入の状況について (40年3月31日現在)

(1) 収入計算書

区分	分類	定額	収入済額	収入未済額
高等学校授業料		1,979,900円	1,979,900円	0円

(2) 収入証紙取扱額 282件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
98,709円	2,261円	96,448円

(3) 40年3月31日現在における授業料の納期限内収納率は、52.3%で低額となつているので府時収納確保に配慮の要がある。

2 支出の状況について (40年3月31日現在)

(1) 支出計算書

科目	項目	予算額	支出済額	残 額	備 考
教育費	教育施設費	58,527,850	53,522,465	5,005,385	
	高等学校費	264,000	168,860	95,150	
		58,508,800	53,553,615	4,950,215	
雑生費		12,637	12,637	0	
	公衆雑生費	12,637	12,637	0	

18,680,427円 5,045,706円

(1) 旧自動車置場を倉庫に転用工事にしていたが、次の点に留意されたい。  
ア 隨意契約による出合においては、なるべく2人以上から見積書を作成すること。  
イ 工事の監督、検査は、なるべく建築士管理係員に委嘱すること。  
ウ 理科、産業教育施設法に基づき物品購入にあたり次の点に留意されたい。

ア 性能の比較等によつて、購入機種を選定した理由を記録しておくこと。  
イ 見積書並びに納品書に年月日の記入が済んでいるものがある。  
ウ 契約書に定める納入期限(40年3月31日)を経過した交換電機計外10点については、契約履行の確保につき配慮されたい。

3 物品について

(1) 郵便切手額の例月出納検査は果物品事務取扱規則第39条に基づき勤行されたい。

(2) 物品保管場所の記録不備のものがある。産品事務取扱規則第14条に基づき物品の照合を助行されたい。

なお、買戻台外相当数に備品の表示テープが貼用されていないものがある。整理されたい。

4 財産の管理について

校舍第2期工事により設置された火災報知機の押ボタンが数個破損していた。早期に補修されたい。

5 債権管理の状況について

(1) 債権の管理に関する事務の取扱いについては、39年4月1日より進

行すべしであるが、40年1月分の授業料より実施されていた。

6 公有財産管理の状況について

(1) 39年度に取得した鉄筋コンクリート3階建校舎教育実習室、土地等の公有財産台帳別本が備付けてない。早期に照合確認し整備されたい。

7 P.T.A会費等諸会費の取扱いについて

米子工業高校の項で述べたとおりである。

米子工業高等学校 昭和40年6月24日監査  
監査委員 中 田 正 平

1 収入の状況について (40年3月31日現在)

(1) 収入計算書

区分	分類	定額	収入済額	収入未済額
高等学校	授業料	10,285,100	10,277,900	5,200
	財産貸付収入	3,928	0	3,928
	計	10,287,028	10,277,900	9,128

(2) 収入証紙取扱額 541件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
189,350円	5,679円	183,671円

(3) 昭和40年3月31日現在における授業料の納期限内収納率は、全日割が2.7%、定時割が14.5%で、定時割はとくに低率であるので、定時

収納確保に配慮の要がある。

(1) 定時割にかかる授業料の徴収は、夜間にわたるため、夜間専任教員が取り扱い、翌日現金引継書によつて、収納金を出納員に引き継いでいるが、規定のとおり出納職員が受領し、責任を明確にされたい。

2 支出の状況について (40年3月31日現在)

(1) 支出計算書

科目	項目	予算額	支出済額	残 額	備 考
教育費	教育施設費	44,584,970	43,597,442	987,528	
	高等学校費	446,000	407,827	38,173	
	保健体育費	43,909,970	42,979,736	930,234	
		229,000	209,891	19,119	
雑生費		14,560	14,560	0	
	公衆雑生費	14,560	14,560	0	
	計	44,599,530	43,612,004	987,526	

(2) 通勤手当の支給に関する規則第12条に定める手当支給開始後における事後確認に不十分な点が認められたので、確認の随時助行に配慮されたい。

(3) 県内旅行命令に当り準旅行、急行等を利用させる場合には、会計課長通知(昭和37.6.20現令127号一、四)に基づいて取扱われたい。

(4) 防火水槽築造工事(231,330円)の施行に当たり、費150,000円で契約を締結したほか、取水臺一式等(81,330円)は別途買収以外で

- 施行されていた。契約事務及び財産管理の面からして、分別不可能な構造物への竣工し工事財産は、地味算手算に受け入れ、工事の竣工として執行されるよう配慮されたい。
- 2 財産の管理について  
敷地内の排水施設について努力されたい。
- 4 債権管理の状況について  
(1) 債権管理事務取扱規則による授業料の納期後の督促等については、39年12月分より施行整備されていた。
- 5 公有財産管理の状況について  
(1) 行政（教育）財産の設置目的以外の使用にかかる使用許可等の事務処理は、局取扱教育財産事務取扱取項の決定が遅延したため、そ及して許可していた。
- (2) 財産貸付収入未済額5,928円のうち教室使用料3,578円（2件）は、使用時点においては納入されていたが、使用後2か月以上経過して収入調書を作成していた。収入事務を含規に行なわれたい。
- なお、収入科目は財産貸付収入とし、その後雑収入に科目更正しているが、行政（教育）財産使用料とすべきである。
- (3) 同窓会館（28坪）及び売店（7.25坪）は、教育長通達「教育財産事務取扱取項の運営について」に規定する財産管理申請書によらないで取得されていた。なお、附受納後において県の負担とならないよう、同通達に定める受納前の調査を充分に行なわれたい。
- 6 PTA会費等諸会費の取扱いについて  
米子工業高校の項で述べたとおりである。

日野市立第一中学校 昭和40年6月21日監査  
監査委員 森 田 庄 二

1 収入の状況について（40年5月31日現在）

(1) 収入計算書

科目	調定額	収入額	収入率	収入率
教育使用料授業料	6,881,600 円	6,881,600 円		100%
特別会計				
財産売却収入	1,310,915	1,310,915		100%
雑収入	548,520	548,520		100%
合 計	8,741,035	8,741,035		100%

(2) 収入延滞取扱額 218件

延滞はりつけ額	手数料相消額	差引収入額
76,500円	2,289円	74,011円

- (3) 授業料の納期限内収納率は、22.2%で低額である。とくに、4月分の納期限内収納率は零となっている。
- また、5月分は7.4%の収納率にしかたっていないので、納期限までに納入されるよう努力の要がある。
- 2 支出の状況について（40年5月31日現在）
- (1) 支出計算書

科目	項目	予算額		支出額		残 額	備 考
		円	円	円	円		
教育費	高等学校費	37,548,742	37,548,742	0	0		
	教育施設費	36,751,542	36,751,542	0	0		
衛生費	衛生費	7,764	7,764	0	0		
	公衆衛生費	7,764	7,764	0	0		
計	計	37,556,506	37,556,506	0	0		
特別会計	特別会計	1,979,422	1,979,422	0	0		
私立学校	私立学校	1,979,422	1,979,422	0	0		

- (2) 物品の購入にあたり見積書、納品書に日付のないもの、購入内容に換収年月日の記入もれがあるものが見受けられたので留意されたい。
- (3) 時間外勤務命令簿記載の勤務時間区分の記載が斜記となつていたので整備されたい。
- (4) 39年12月以降運動事業の確証記録がなされていないので助行された。
- (5) 物品事務取扱規則第39条1項および2項に規定する郵便切手額の例月検査を助行すべきである。
- (6) 需用費並びに原材料費支出額のうち、種子、肥料等の購入に伴う送料が含まれていた。支出科目を区分する要がある。
- (7) 牛乳処理の冷凍機の修繕に当り、一括契約すべきを数回に分別修繕したため、所要経費（とくに手間費）が増加、不経済な支出が認めら

れたので、予算の効率的執行に配慮の要がある。

- 3 財産の管理について  
(1) 体育館裏側の排水溝新設外1箇所の工事の一部を県費以外にPTAが持ち足して進捗していたが、これについては県高等学校の項で述べたとおりである。
- (2) 農産加工室外に常備の消火器の消火費で、有効期限を超過しているものがあつたので、早期整備の要がある。
- 4 債権の管理について  
(1) 債権の管理事務取扱規則に規定する督促状の発行等の手続は何等なされていないので、規定のとおり処置すべきである。
- 5 公有財産の管理について  
(1) グラウンフ等行政（教育）財産の目的外使用にかかる許可申請手続の助行並びに許可簿の作成につき配慮の要がある。
- (2) グラウンフと民有地との境界の明確化については、さらに努力するよう要する。
- (3) 昭和40年1月30日、知事名をもつて正式に県農業協同組合と分収契約した学校造林は、地上部設定登記が完了となつているので、登記の促進につき配慮の要がある。
- (4) 不用となつた乳牛の充満を果物品事務取扱規則第31条第3項に規定する不用品処分承認申請手続を促さないで行なつては不適当でない。



1 収入の状況について(40年7月31日現在)

(1) 収入計算書

科 目	額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
教育使用料 授業料	48,000円	480,000円	0円
(2) 収入証紙取扱額	58件		
証紙はりつけ額	手数料相当額	本引収入額	
20,350円	609円	19,741円	

(3) 授業料の納期内収納率は35.7%で、前年同期に比較し、2.1%上昇しているが、4月分は零11月分は17.4%で低率となっている。常時収納率の向上に努められたい。

2 支出の状況について(40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予算現額	支出済額	残 額	備 考
教育費	20,960,752円	20,960,752円	0円	
高等学校費	20,709,752円	20,709,752円	0円	
教育補助費	251,000円	251,000円	0円	
雑費	2,459円	2,459円	0円	
公衆衛生費	2,459円	2,459円	0円	

- 1 教育使用料の納入滞り行為がなされていないもの等が見られた。事務手帳に留意されたい。
- 2 時間外勤務命令の取扱で勤務時間の繰越計算方法に誤りが発見されたので留意されたい。
- 3 定時制高等学校管理費150,000円による購入物品のうち、スライド、貸向機等4点については、未納になっているのに、13,800円支払いがなされていた。また、英文ライノ1台については、監査日現在故障していたので領収にあたっては、慎重を期する必要がある。
- 4 物品出納簿の記録整備に配慮されたい。
- 5 債権の管理について
  - (1) 債権管理事務取扱規則に規定する諸手続を行なうべきことについては、日野産高の項で述べたとおりである。
  - (2) 江府校舎の敷地等借用地1,430坪のうちには未契約の部分があるので、精算して借用地の管理を明確にされたい。
  - (3) 矢野分校の分収遊休地についての地上権の登記を促進されたい。
- 6 滞留物品の受納について
  - (1) 滞留物品の受納に要する手数料、とくに知事の承認を要することにつき留意の要がある。
  - (2) リンノ園の経営管理について
    - (1) リンノ園の経営管理について、リンノ園の特別会計による取扱は中止され阿尾塚分校の廃止に伴い、リンノ園の特別会計による取扱は中止され

だが、引続き学校独自により経営されている。  
なお、この園地は借用であるが、借上の契約はなされていない。リンノ園の経営管理を今後如何にすべしか検討の要がある。

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科 目	額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
教育使用料 授業料	6,647,200円	6,647,200円	0円
雑 費	1,072円	1,072円	0円

(2) 収入証紙取扱額

証紙はりつけ額	手数料相当額	本引収入額
108,150円	32,445円	75,705円

(3) 授業料の納期内収納率は30.2%で、前年同期に比較し5.2%上昇しているが低率で、5ヶ月以上経過して完納している月もある。納期内収納確保に配慮の要がある。

2 支出の状況について(40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予算現額	支出済額	残 額	備 考
教育費	25,517,402円	25,517,399円	3円	
高等学校費	25,355,402円	25,355,402円	0円	
教育補助費	135,000円	134,997円	3円	
保健体育費	27,000円	27,000円	0円	
雑費	10,785円	10,785円	0円	
公衆衛生費	10,785円	10,785円	0円	
計	25,528,185円	25,528,182円	3円	

- 1 時間外勤務命令のうち従事内容からみて、命令区分に検討すべきものが見られた。
- 2 燃料木炭の購入時期に検討を要するものがある。
- 3 理科教育設備として30万円の備品を購入しているが、物品の検収は契約担当機関の責任となっているので、すべて命令系統の権限ある職員が行なうよう留意されたい。
- 4 債権の管理について
  - (1) 日野産高高等学校の項で述べたとおりである。
  - (2) 公有財産の管理について
    - (1) 行政(教育)財産の使用許可に對り、使用許可書の発行がなされていないので留意されたい。
    - (2) 新運動場の整地費として146万円を投入して1,500坪の整地作業を行したが、高低差をなくした程度で勿論、盛土や排水設備は何一つな

されていいため、使用に当り改良の計画を受けている具体であるので、第2次修繕作業を実施することにつき配慮されたい。

(3) 体育館新築工事(202坪、1,240万円)に予定実行した体育館を第一工事(50坪、550万円)の実地方法については境森高等学校の計画と違っておりである。

鳥取工業高等学校 昭和40年5月27日監査  
 監査委員 井田庄三  
 同 小谷伸典

1 収入の状況について(40年5月31日現在)  
 (1) 収入計算書

科目	目	測定額	収入済額	収入未済額
教育使用料	授業料	9,771,200	9,771,200	0
	入	6,971	6,971	0
計		9,778,171	9,778,171	0

(2) 収入証紙取扱数 423件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
148,050円	4,441円	143,609円

- (3) 授業料の納期限内収入率は65.2%で、前年同期に比較し、10.1%上廻っているが、納期内の収納確保になお努められたい。
- (4) 電柱敷地使用料の徴収に当り、行政財産使用料条例に規定する金額と相違していたものがあつたので調査のうえ善処の要がある。

2 支出の状況について(40年5月31日現在)  
 (1) 支出計算書

科目	目	予算残額	支出済額	残額	備考
教育費	教育施設費	20,720,000	20,720,000	0	
	高等学校施設費	5,185,292	76,182,292	0	
生徒費	公費	6,526	6,526	0	
	公費	6,526	6,526	0	
計		26,932,818	76,932,809	9	

- (2) 前日運動部命令簿及び時間外勤務命令簿に命令印が押されていたものが発見されたので整備の要がある。
- (3) 旅費以外の経費支出による旅行命令で、その手続がなされていないものがあつたので、今後注意されたい。
- (4) 旅費、請求書と旅行命令簿との照合を厳密に行なわれたい。
- (5) 資金前渡(積算払)整理簿を整備されたい。
- (6) 本校の購入は価格の安い時期に一括購入し、経費の節減を図るようになされたい。
- (7) 工事の検査及び買入物件の検収については、境森高等学校の項に述べたとおり留意されたい。
- (8) 郵便切手額の例月検査については、境森高校に述べたとおり留意されたい。

- 3 契約について  
 (1) 機械器具類の購入にあたり契約保証金は繰り免除しているが、この取扱いについては倉吉工業高校の項に述べたとおり留意されたい。
- 4 債権の管理について  
 (1) 授業料の未収に当つては、債権管理事務取扱規則に規定する諸手続を履行されたい。
- 5 公有財産の取得管理について  
 (1) 行政財産使用料の算定に注意されたい。
- (2) プララウンド用地として23坪の賃借を受けていたが、受納に当つては、要改良の項で述べたとおり、事前調査を実施されたい。
- (3) 体育館新築に当り、単費予算外の経費でもって補正工事を実施しているが、このやり方は、赤岡高校の項で述べたとおり、改善すべきである。

倉吉高等学校 昭和40年9月2日監査  
 監査委員 浜田庄三  
 同 中田玉平

1 収入の状況について(40年5月31日現在)  
 (1) 収入計算書

科目	目	測定額	収入済額	収入未済額
教育使用料	授業料	11,030,200	11,030,200	0
	入	3,961	3,961	0
計		11,034,161	11,034,161	0

- (2) 収入証紙取扱数 514件
- | 証紙はりつけ額  | 手数料相当額 | 差引収入額    |
|----------|--------|----------|
| 179,900円 | 5,394円 | 174,506円 |
- (3) 授業料の納期限内収入率は、全日制73.8%、定時制32.9%、専攻科77.7%で、前年同期に比較し、全日制は0.4%低下しているが、定時制は10.6%、専攻科は11.2%上廻っている納期内の収入に努められたい。

2 支出の状況について(40年5月31日現在)  
 (1) 支出計算書

科目	目	予算残額	支出済額	残額	備考
教育費	教育施設費	45,200,860	45,200,860	0	
	高等学校施設費	175,000	175,000	0	
生徒費	公費	44,735,730	44,735,730	0	
	公費	272,130	272,130	0	
計		90,934,720	90,934,720	0	

- (2) 教育職員特別給付(兼務)実績簿を整備されたい。
- (3) 修繕工事の検査及び買入物件の検収事務処理については、境森高校の項で述べたとおり留意されたい。
- 3 契約について

随意契約により購入した物件のなほには、随意契約に附した契書の別なものがあつたので追記された。

4 債権の管理について

特別債は発生されておらず、台帳様式によるものである。

5 公有財産の管理について

本館管理に付する土地の移動借録を公有財産台帳に登記の手続きをとられた。

自吉西高等学校

昭和40年9月2日監査

監査委員 浜田 庄平  
同 中川 正平

1 収入の状況について (40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科目	目	算定額	収入済額	収入未済額
教育使用料	授業料	12,639,200	12,639,200	0
	入	5,429	6,429	0
計		12,645,629	12,645,629	0

(2) 収入証紙取扱額 462件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
161,700円	4,850円	156,850円

(3) 授業料の納期限内収入率は、78.2%で、前年同期に比較し、19.9%。

上掲の通りだが、4月5月分は低率である。納期内の収納確保に配慮された。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科目	目	予算現額	支出済額	残額	備	考
教育費	高等学校費	42,304,434	42,304,434	0		
	教育施設費	41,860,334	41,860,334	0		
衛生費	公衆衛生費	444,100	444,100	0		
	計	13,847	13,847	0		
計		13,847	13,847	0		
計		42,518,261	42,518,261	0		

(2) 職員等の旅費に関する条例第19条第2項に規定する旅費の場合、目的の定額を支給しようとするときは、旅行命令簿に必要事項を記載し、旅行命令権者の承認手続をとるようになされた。

(3) 通勤手当の支給にあつては、職員の仕事の異動に常時留意された。

(1) 物件の購入並びに修繕の債に当つては、法政寺高校の項で述べたとおり留意された。

2 公有財産の管理について

(1) 1,162万円の経費でもって本庁が履行した義務コンクリート3階建(151坪)のうち、3階音楽教室の天井の壁が剥落していた。原因を

明らかにし修繕の要がある。

(2) 不用品(机、椅子等)処分にあつては、物品事務取扱規則第30条第2項の手続が必要であることに注意された。

4 施設の詳細について

(1) 物理室並びに同率備定は老朽化しており、また、配置の関係上運動場の効率的活用が阻害されているので、改築計画とあわせ校地の拡張を図ることにつき配慮された。

鳥取商業高等学校

昭和40年9月3日監査

監査委員 中田 玉平  
同 小谷 善高

1 収入の状況について (40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科目	目	算定額	収入済額	収入未済額
教育使用料	授業料	8,111,200	8,111,200	0
	入	5,420	5,420	0
計		8,116,620	8,116,620	0

(2) 収入証紙取扱額 423件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
148,050円	4,441円	143,609円

(3) 授業料の納期限内収入率は、45.0%で、前年同期に比較し、2.1%

低下している。とくに、5月12月は低率である。収納率の向上に努めるべきである。

(4) 入学選抜手数料として貼付した監票の刷印は、日付印を使用することに変更されている。留意された。

(5) 電柱敷地として校地使用にかかる使用料の徴収に当り、行政財産使用料条例に規定している金額を誤つて収入していた。

また、教室の使用料算定に当り、適用区分を誤つて収入していたのでそれぞれ普見すべきである。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科目	目	予算現額	支出済額	残額	備	考
教育費	教育施設費	38,201,358	38,201,358	0		
	高等学校費	1,195,000	1,195,000	0		
衛生費	公衆衛生費	57,008,358	57,008,358	0		
	計	8,205	8,205	0		
計		8,205	8,205	0		
計		39,299,561	39,299,561	0		

(2) 旅費の支出関係事務について次のとおり留意でないものがあつたので留意された。

ア 内地留学した教員1名に対して旅費を支払つていたが、この旅行命令がなされていない。また、この旅費に対する旅費行爲の手続

- がなされていない。
- 4 旅行命令簿に旅行者の支出の残れているもの、請求書との内容のないものがあつた。
  - 5 支出簿の所収記載事項で記録不備のものが発見されるので整理に着手されたい。
  - 6 時間外勤務命令簿に勤務時間の記入漏れ並びに従事者印のなかつたもの等があつたので記録整備されたい。
  - 7 異物品事務取扱規則第39条による郵便切手類の毎月検査を助行されたい。
  - 8 校内の設備工事費 290,000円の予算全額前に該工事の請負契約が締結されていた。予算の執行に留意されたい。
  - 9 自転車置場新設工事費 350,0円は工事の完成検査前に支出されていた。検査確認後に支出すべきである。
  - 10 卒業教育振興庄並びに理科教育振興法に基づく物品の購入並びに修繕に当つては次の点に留意されたい。
    - ア 機種選定理由を記録しておくこと。
    - イ 検査並びに債権者については、法助寺高校の項で述べるとおりである。
  - 11 本県は通期に購入して経費の節減を図られたい。
  - 12 加保機、カナライズ等高価、精密な機械類の現在の保管場所は適当と思はれないので検討されたい。
  - 13 債権の管理について
    - (1) 授業料の未収に当つては、債権管理事務取扱規則に規定する請手続を助行されたい。

- 4 公有財産等の管理について
    - (1) 財政庁行帳副本を整備し管理を明確にされたい。
    - (2) 不用品の処分は異物品事務取扱規則第30条、31条に定める手続きを踏むべきである。
    - (3) 体育倉庫下の換気が不充分と考えられる。植物維持のため換気について留意されたい。
- 鳥取西工業高等学校 昭和40年9月3日監査  
 監査委員 中 田 玉 平  
 同 小 谷 真 高
- 1 収入の状況について (40年5月31日現在)
  - (1) 収入計算書
 

科 目	額 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
教育使用料 授業料	5,809,600円	5,809,600円	0円
  - (2) 収入証紙取償額 285件
 

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
99,750円	2,992円	96,758円
  - (3) 授業料の納期限内収入率は、61.0%で、前年同期に比較し、10.2%上昇していたが、収納率の向上になおつとめられたい。
  - 2 支出の状況について (40年5月31日現在)
  - (1) 支出計算書

科 目	予 算 額	支 出 済 額	残 額	備 考
教育費	55,690,325	55,690,325	0	
教育施設費	511,500	511,500	0	
高等学枚費	55,178,825	55,178,825	0	
新生費	6,310	6,310	0	
公家増生費	6,310	6,310	0	
計	55,696,635	55,696,635	0	

- (2) 教職員の内地留学に当り、旅行命令の手続をしないで旅費を支給していたものがあつたので今後注意されたい。
- (3) 職員等の旅費に関する条例第19条第2項に規定する旅行の場合、日当の定額を支給しようとするときは、倉吉西高等学校の項で述べるとおりであるので留意されたい。
- (4) 通勤手当の支給に当つては、職員の住所異動に常時注意されたい。
- (5) 入試選抜事務に従事した職員に時間外勤務手当を支給していたが、時間外勤務命令の手続がなされていないので留意されたい。
- (6) 物品の購入並びに修繕の債権については、法助寺高等学校の項に述べたとおりであるので留意されたい。
- 3 契約について
  - (1) 契約保証金納付の免除については、倉吉工業高等学校の項に述べたとおりであるので留意されたい。
- 4 債権の管理について

- (1) 授業料の未収に当つては、鳥取県債権管理事務取扱規則に規定するとおり取扱われたい。
  - 5 公有財産の管理について
    - (1) 校地西側境界線を明確にされたい。
  - 6 施設設備の整備について
    - (1) 芸術室等の不足施設は、年次計画により整備の要があるほか、校地下等附属設備の充実についても留意されたい。
- 鳥取農業高等学校 (英和、鹿野分校をふくむ)  
 昭和40年9月3日、7日監査  
 監査委員 兵 氏 庄 二 平  
 同 中 田 玉 平  
 同 小 谷 真 高  
 同 新 見 高 修
- 1 収入の状況について
  - (1) 収入計算書
 

科 目	額 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
教育使用料 授業料	5,302,300	5,302,300	0
入	58,461	58,461	0
計	6,361,761	6,361,761	0
特別会計			
財源収入等(生員物)	1,681,251	1,681,251	0

(2) 収入証紙枚数類 572枚

収入証紙のかけ類 手数料用当額 収入証紙枚数

(1) 授業料の納期前徴収率は、全日額100%、後野等は92.5%、定時制明野等は92.5%、夜間分校は90%で、全日額、定時制とも減額であり、各月ともそのほとんどが5ヶ月間で完納されている状況である。収納率の向上に努め努力されたい。

(1) 校地内通住敷地利用料の徴収に当り、行政財産使用料条例に規定する金額を測定してないため、正当額490円に対し測定額475円で差引15円の不足を生じていた。是正すべきである。

(5) 豚の払下げに当つては、見積価格の設定になお検討されたい。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	子算現額	支出済額	残 額	備 考
教育費	47,477,512	47,477,512	0	
教育施設費	724,000	724,000	0	
高等学校費	46,745,612	46,745,612	0	
体育保健費	7,900	7,900	0	
衛生費	10,954	10,954	0	
公衆衛生費	10,954	10,954	0	
計	47,488,466	47,488,466	0	

特別会計

鳥取県立鳥取高等学校 1981088 1981085 0

(2) 物品購入並びに修繕事務処理に当たり、次の事項について留意されたい。

「会計規則第111条第1項の規定により契約者の作成を依頼する場合でも、1件5万円以上の購入に際しては請書を徴されたい。

「自動車外物件の修繕に当たり、検査調査記録の検収者と実際の検収者と相違しているものがあつた。検収に当つては法務科高校の項に述べるとおり留意されたい。

(3) 農産加工実習用原材料の受払は正確を期されたい。

3 債権の管理について

(1) 授業料等の未収に当つては、債権管理事務取扱規則に規定する請求を履行されたい。

4 公有財産等の管理について

(1) 校舎内の一部を講義室として私人に使用させていたが、使用許可手続きの要があるので検討されたい。

(2) ティラ一等寄附物品は、物品事務取扱規則第9条第2項に定める知事の承認後受納するよう配慮されたい。

(3) 分収造林のうち、正式の分収造林契約未締結のものについては、早急に手続きを完了するよう配慮されたい。

なお、契約締結済のものについては、地上権設定の登記をされたい。

育 学 校 昭和40年9月9日監査  
監査委員 浜 田 庄 二  
岡 中 田 玉 平

1 収入の状況について (40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科 目	額 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
入	70円	70円	0円

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	子算現額	支出済額	残 額	備 考
教育費	25,647,625	25,647,625	0	
特等学校費	25,156,745	25,156,745	0	
教育施設費	490,880	490,880	0	
衛生費	533	533	0	
公衆衛生費	533	533	0	
計	25,648,158	25,648,158	0	

(2) 本校の購入は価格の安い時期に一括購入するようにされたい。

(3) 買入物件の検収については、法務高校の項で述べるとおり留意されたい。

(4) 郵便切手額の例月検査を助行されたい。

3 物品の納付状況について

(1) 物品管理簿を整備されたい。

4 施設維持管理について

(1) 下記のとおり補修の要が認められるので県当局は早期に検討せられたい。

ア 管理棟全般に亘り雨漏の箇所が見られる。

イ 建物の全般に亘りPT、電具等の補修並びに取替を要するもの。

ウ 校地内全般に亘り排水不致である。

特に降雨のたびに下水の溢水が甚しく、敷地が不潔となりがちで、降雨後しばらくは運動場の使用ができない程である。排水対策を講ずる必要がある。

5 給食奨励費の交付について

給食奨励費のうち給食経費の交付(支出)については、給食材料の購入、これに伴う検収を当該で行ない、また、当該の用務員を訓練学園へ派遣し、調理関係は同園の給食といつしよに行なっているが、給食物品の購入並びに検収等も正式に同園に委任し、給食費交付事務を合理化することにつき検討されたい。

6 公有財産の管理について

(1) 当校地内に建設されている前人会館の敷有地の使用については、公有財産事務取扱規則の規定するところにより善処されたい。

(2) 公有財産台帳原本には、土地2,500坪となつてはいるが、登記簿原本がなく確認し難いので、整備して財産管理を明らかにされたい。

(3) 当校地を電柱敷として使用許可しているが、台帳の手続によられたい。

1 学校の運営について

当校には、小学、中学、高等学校の各部のほか、専攻科、特別科等を置いていたが、小学部の生徒数は少なく、昭和40年5月1日現在、1学年1名、2学年2名、3学年3名、4学年1名、5学年4名、6学年2名、計13名の小人数にしか過ぎず、経費の点より見れば効率的な運営となっていない。

盲児、強硬の視力障害児数がこのように少ないのであれば甚に結構ではあるが、実際には相当数の潜在児童が居るものと考えられる。県教委は地教を児童相談所等とも協力して、当校への入学勧奨について努力し、折角の施設を十分活用されるよう望む。

なお、視力、聴力障害児も安んずる入学できるようにするため、必要があれば上記と関連し、現在の旨、ろうあ学校名を改称することについても検討されたい。

監 査 員 兵 田 庄 二 平  
副 田 中 田 玉 平

1 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

目 次	手帳現数	支出済額	残 額	備 考
長引費	円 27,986,185	円 27,986,185	円 0	
教育施設費	円 92,422	円 92,420	円 2	
特殊学校費	円 27,550,845	円 27,550,845	円 0	
保健体育費	円 65,000	円 65,000	円 0	
衛生費	円 663	円 663	円 0	
公衆衛生費	円 663	円 663	円 0	
計	円 27,986,846	円 27,986,846	円 0	

(2) 府直自動機命令については鳥取工業高等学校の項で述べたとおりである。

(3) 教材用として購入されたラック材外敷点の出納の記録を整備された。

(4) 買入物件の換収については法勝寺高校の項に述べたとおり留意されたい。

2 就学奨励費の交付について

給食経費の交付については、給食物品の購入並びに換収を学校で実施しているが、給食の実態にそぐわない面が見受けられるので、盲学校の項で述べたとおり、給食関係は一切盲学校に委任し盲学校よりの請求により、給食費を交付(支出)する等これら事務の合理化につき検討されたい。

3 公有財産の管理について

(1) 公有財産台帳副本には、土地2,759.07坪となっているが、地足当初の経過からして不的確であるほか、登記簿原本がなく確認し難いので、整備して明確にされたい。

監 査 員 兵 田 庄 二 平  
副 田 中 田 玉 平

1 収入の状況について (40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科 目	額 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
教育使用料 授業料	円 3,979,200	円 3,979,200	円 0
雑 入	円 2,784	円 2,784	円 0
計	円 3,981,984	円 3,981,984	円 0
特別会計			
生動物売却収入等	円 598,433	円 598,433	円 0

(2) 収入証紙取扱額 223件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差 引 収 入 額
円 78,050	円 2,340	円 75,710

(3) 授業料の納期限収入率は57.3%で前年同期に比較し、7.3%向上しているが、なお、期限内収入に配慮されたい。

(4) 授業料の徴収に当り、会計規則に定める正誤の手続きによらないで、便宜上生徒手帳に領収印を押しして収納していたが、規定のとおり実施すべしである。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予算現数	支出済額	残 額	備 考
教育費	円 22,610,315	円 22,610,315	円 0	
教育施設費	円 362,000	円 362,000	円 0	
高等学校費	円 22,248,315	円 22,248,315	円 0	
衛生費	円 5,414	円 5,414	円 0	
公衆衛生費	円 5,414	円 5,414	円 0	
計	円 22,615,729	円 22,615,729	円 0	

(特別会計)

県立学校 交 費	県立学 費	598,423	598,423	0
-------------	----------	---------	---------	---

(2) 物品購入にあたり見積書の提示年月日並びに換収者の記名等が不備である。

(3) 通勤手当の支給にあたっては、職員の人事異動等による住所変更に対応留意し、通勤状況について随時確認されたい。

(4) 有効期限の経過した消火消火器、消火機の取替え、破損した火災報知機等オゾン素の修理等防火について配慮されたい。

(5) 異動書提出前に物品購入契約を締結していたものがある。事務取扱に留意されたい。

(6) 種子、肥料、飼料等は年間需要計画を樹てて購入し、予算を効率的

に使用するものである。

- (1) 危険物倉に指定されている旧校舎は、鳥取県立鳥取高等学校に、通風、彩光ともに悪く、保健衛生上からも適当でない。改装につき検討された。
- (2) 公有財産管理を明確にするため、鳥取県庁本を整備し組合せられるよう望む。
- (3) 分収造林の正式契約並びに木田149歩の登記促進については、関係各点も認められるが、早急なよう重ねて要請する。

法務 寺真等 学校 監査委員 中 田 平

1 収入の状況について (40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科目	目	定	額	収入済	収入未済
教育費用料*	授業料	円	5,629,200	円	5,629,200
	雑	円	31,453	円	31,453
計		円	5,660,653	円	5,660,653

(2) 収入証紙取扱額 166件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
58,100円	1,742円	56,358円

(3) 授業料の納期限内収入率は、56.2%で、前年同期に比較し8.4%上。

しているが、内容的には10月分33.7%のうちに前半2月もあり、40年3月に完結している実状であるのでさらに滞り収納率向上に努める。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科目	目	予算現額	支出済額	残	備
教育費	教育地務費	円	円	円	
	高等学校費	円	円	円	
衛生費	公衆衛生費	円	円	円	
	計	円	円	円	

(2) 工事の納付、物件の買入れ等の契約の履行を確保するために、地方自治法第234条の2の規定により行なう監督又は検査は、これらの代金の支払の前段であると同時に、同法第243条の2に規定する前貸責任とも関連し、重要な事項であるので、是て契約担当職員(校長)の命令する職員がこれらに従事するようにされた。

なお、理髪店により購入する機械器具類のようなものについては、それらについて専門的な知識を有するものが検収するようにされた。

3 工事の施工について

(1) 使済新築工事 (299,000円) 随量契約の方法により実施していたが、

願納入に付すべきである。

- (2) 汚物取扱契約は具体的に約定された。
- (3) 分収造林のうち、校長名で契約しているもの(2地区、6ha)は知事契約に改訂すべきである。

4 債権の管理について

債権管理事務取扱規則に規定する諸手続を履行されたい。

5 公有財産の管理について

- (1) 前年度の監査で指摘した校地内国有土地228坪は、園に対し借用借受の申請(40年3月16日付)中であつた。
- (2) 同じく前庭附近の国有地等使用権返還問題については、不法占有者との交渉が成立し、返還をうけて校地として使用していた。
- (3) 寄附受納している敷地34.5坪の登記促進につき配意されたい。
- (4) 農業課程の廃止に伴う実習地、畜舎の管理、処分並びに分収造林の運営管理については現教育課程との関連において慎重検討の要がある。

6 学校の運営等について

- (1) 当校は昭和40年5月1日現在生徒数417人の小規模校である上に、現有施設々々は極めて貧弱で他校との間の格差が著しい。これらに対処して学校当局は種々苦慮していると思われれるが、高校再編成の關係もあつて、施設々々の整備には殆んど手を付けることができない現状である。根本的には高校再編成問題の結果を待つこととならうが、実状に即し今後を勘案して、なおその間の整備に意を用いられたい。

鳥取県立高等学校 昭和40年7月28日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平  
同 小 谷 高  
同 新 見 修

1 収入の状況について (40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科目	目	定	額	収入済	収入未済
教育	管理費用料	円	5,520,800	円	5,520,800
	雑	円	700	円	700
計		円	5,521,500	円	5,521,500
特別会計					
県立学校実習費			1,427,818		1,427,818

(2) 収入証紙取扱額 144件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
50,400円	1,512円	48,888円

(3) 授業料の納期限内収入率は56.7%で、前年同期に比較し0.1%低下している。納期限の確保に努められたい。

(4) 授業料と同時に徴収する諸会費を校長名で徴収していることは適当でない。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(II) 支出計算書

科目	科目	予算現額	支出済額	残額	備考
教育費		44,457,852	44,457,147	705	
教育施設費		277,000	276,500	500	
教育施設費		27,204,852	27,202,847	2,005	
雑費		5,018	5,018	0	
公衆衛生費		5,018	5,018	0	
計		23,470,974	23,490,185	18,809	

特別会計

県立学校	県立学費	県立学費	県立学費	残額	備考
県立学費		1,518,273	1,518,224	49	
計		1,518,273	1,518,224	49	

- 内地留学旅費を支出していたが、旅行命令の手続がなされていない。事務処理に留意されたい。
- 旅費の支払にあたっては命令簿との照合(判印)、所要事項の記入等に留意されたい。
- 物品購入、修繕等にあたり下記事項に留意されたい。
  - 相見積書を作成すること。
  - 高価な機械器具類の購入にあたっては、購入価格を査定した様式を記録して置くこと。
  - 検収については法務や高校の項に送るとおり留意されたい。

エ 暖房用燃料(木炭)は価格の安い時期に購入して経費の節減を図られた。

- 物品事務取扱規則第39条の規定に基づき、毎年度の例月検査を助行すること。
- 特選外勤命令のうち、入学選出試験事務従事関係の手続が完了となっていた。所定の事務手続に留意されたい。
- 契約について
  - 修繕工事の契約に当り、契約者の作成を省略する場合は、県会計規則第111条第2項に定めるとおり履行されたい。
  - 肥料、飼料等は年間需要計画を以てて購入するようにされたい。
- 債権の管理について
  - 授業料等については債権管理事務取扱規則に規定する諸手続をせられた。
- 公有財産の取得、管理について
  - 昭和40年3月31日付をもって土地3区7区27歩の寄附を受納していたが、40年2月19日付発第35号教育長名「教育財産取扱要項の運用について」によれば、財産の寄附等を受けるときは、寄附物件に他人の権利等が設定されていないか、寄附受納後において負担となるような事項はないか、隣地との境界は関係人の承諾による確認がなされているかを調査することになっているが、これが調査が見当たらない。寄附受納に当っては、留意すべきである。
  - 校長名で分収契約をしている学校造林を正式に知事契約とし、地上権設定の登記をすることにより更に努力されたい。
  - 庭江町今津浜田275ノ2、宅地28坪は校地として使用するため、36

年8月12日所有権の登記をしているが、監査時現在、民家が建つたままとなつている。民家の取除きにつき調査のうえ告知すべきである。

6 施設設備の整備について  
当校は、日本海と旧国道及び新国道との間にはさまれ、校地は狭いであるが、拡張の余地はなく、老朽その箇に達している。小体育館をはじめとし、老朽危険建築物も多い。これらに対処するにも、先づ、農業高校再編成の問題の速やかなる着目が見られる。

赤崎高等学校 昭和40年7月29日監査

監察委員	氏名	住居
	田中	庄
	田中	小
	谷	新
	見	見
	二	平
	高	高
	修	修

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科目	目	額	定額	収入	戻額	収入未済額
教育費	雑費	2,890,500円		2,890,500円		0円
(2) 収入証紙取扱額 (245件)						
証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額				
85,750円	2,572円	83,178円				

(3) 授業料の納期限内収入率は、全日制79.7%、定時制69.6%で、前年同期に比較して全日制24.9%、定時制29.3%それぞれ上昇しており、

収入率の向上をみたことは結構であるが、なお、納期限内収入に努められた。

2 支出の状況について(40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科目	目	予算額	支出済額	残額	備考
教育費	教育施設費	23,343,852	23,343,852	0	
	高等学校費	1,047,000	1,047,000	0	
	高等学校費	22,316,852	22,316,852	0	
雑費	公衆衛生費	6,725	6,725	0	
	公衆衛生費	6,725	6,725	0	
計		23,370,577	23,370,577	0	

(2) 木炭の購入時期及び高価な機械器具類の購入については要良農業高等学校の項で述べたとおり留意されたい。

(3) 買入れ物件の検収については法務省高校の項で述べたとおり留意されたい。

(4) 郵券の出納については、物品事務取扱規則第39条の規定に基づく例月検査を助行されたい。

3 契約について

(1) 自転車置場新設工事の施行に際し、県の手外で、PTAに負担させて難し足し施工を行なつていた。分割することのできない建築物をこのような方法で施工すると、該工事の入札、選定、支払及び完成し



たもの維持管理等の其の事務は全く作為したものとなる。このよう  
な場合には其の下項に受け入れて、一連の築工事として行なうよう  
な子育施設の合理化につき改善の要がある。

- 4 公有財産の管理について  
 (1) 校地はグラウンド用地を含め全部本町所有地であり、この使用賃借  
 契約を40年4月1日校長名で締結していたが、校長名で契約すること  
 は適当でない。知事契約とされた。

山良青英高等学校 昭和40年7月29日監査  
 監査委員 浜 田 庄 平  
 同 中 田 下 高  
 同 小 谷 清

1 収入の状況について (40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科 目	定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
教育 費用 収入	9,620,000 円	9,620,000 円	0 円
雑 収 入	5,635 円	5,635 円	0 円
計	9,625,635 円	9,625,635 円	0 円

(2) 収入証紙取扱額 386件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
135,100円	4,053円	131,047円

(3) 授業料の納期限内収入率は94.4%の高率を示し、前年同期に比較し  
 20.2%上昇しており、ゆきましい努力のあとがかかわられて結構であ  
 る。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予 算 現 員	支 出 済 額	残 額	備 考
教育費	33,120,357 円	33,120,357 円	0 円	
教育施設費	447,500 円	447,500 円	0 円	
高等学校費	32,652,857 円	32,652,857 円	0 円	
衛生費	12,519 円	12,519 円	0 円	
公衆衛生費	12,519 円	12,519 円	0 円	
計	35,132,876 円	35,132,876 円	0 円	

- (2) 内地留学旅費の支給が遅延していた。また、誤計算支給旅費の返納  
 事務に著しく遅れているものがあつた。迅速に事務処理をされたい。  
 (3) 備品の購入にあたり、予算は既に付達されているにもかかわらず、  
 年度末に迫って見積書等を徴し、購入しているものがあつた。早期決  
 定に留意されたい。

3 公有財産の管理について

- (1) 教育財産事務取扱費項等に定める使用許可簿等を調査されたい。  
 (2) 昭和36年大栄町町営有線放送電話設置に当り、大栄町長と校長との  
 間で県有地の使用について契約をしているが適当でない。また、使用

料は、行政財産使用料条例に示す額と一致していないので併せて改訂  
 すべきである。

智頭農林高等学校 昭和40年8月26日監査

監査委員 浜 田 庄 平  
 同 新 見 二 彦

1 収入の状況について (40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科 目	定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
教育 費用 収入	5,435,200 円	5,435,200 円	0 円
物品売却収入	3,000 円	3,000 円	0 円
雑 収 入	4,681 円	4,681 円	0 円
計	5,442,881 円	5,442,881 円	0 円
特別会計 財産収入(生果物売 込等)	1,815,328 円	1,815,328 円	0 円

(2) 収入証紙取扱額 260件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
91,000円	2,730円	88,270円

- (3) 授業料の納期限内収入率は51.7%で、前年同期に比較し8.2%上昇  
 しているが、4月分0%5月分は4.1%と特異な月が見受けられる。  
 常時収入に格段の努力を要する。

- (4) 授業料領収証に使用するスタンプ印紙は、規定に示すものと相違し  
 ていた。正規のものを使用されたい。  
 (5) 授業料納入通知書中に授業料以外の諸金費を含めて納入通知してい  
 るが、適当でない。

- (6) 金庫及び乳牛を処分するに当り、不用の決定及び不用品処分手続を  
 経ないで売却していたが、合議の手続きを要すべきである。

- (7) 乳牛を処分していたが、処分の手続は果物品事務取扱費項第30条及  
 び31条各項の規定により行なうべきであるので今後注意されたい。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予 算 現 員	支 出 済 額	残 額	備 考
教育費	30,176,160 円	30,176,160 円	0 円	
高等学校費	29,753,860 円	29,753,860 円	0 円	
教育施設費	422,300 円	422,300 円	0 円	
衛生費	4,069 円	4,069 円	0 円	
公衆衛生費	4,069 円	4,069 円	0 円	
計	30,180,229 円	30,180,229 円	0 円	

特別会計

高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費
1,840,488 円	1,840,488 円	0 円	0 円

- (2) 旅行費要命令印(校長)のなつ田渡れが徴収されたので留意され  
 たい。

- (1) 教育財産管理費工事負担費として39年6月10日に命達であった143,000円の工事は年度後半期に集中し進行されていた。早期進行に留意されたい。
- (4) 高価な機械器具類及び未装の購入については、それぞれ責任者または学校の項で述べたとおり留意されたい。
- (5) 下記のような事務処理に当っては何割割当を別途に作成し、その内容を明らかにしておきたい。
- ア 償償費の支出
  - イ 会計更正
  - ウ 買金の支出
- (6) 物件の買入れに伴う換取については法務寺高校の項に述べたとおり留意されたい。
- (7) 県立学校実習費のうち、次の物件購入支出科目の取扱に検討の要がある。
- ア 什駄
  - イ 中継
- 3 債権の管理について
- (1) 債権管理事務取扱規則に規定する諸手続を履行されたい。
- 4 公有財産の取得、管理について
- (1) 行政財産のうち換取試験のため教室使用許可したが、使用料の算定基礎に明確をかねているものがあつたので留意されたい。
- (2) 分収造林契約は校長名で締結しているが、知事名で契約し、地上権設定の登記をなすべきである。
- (3) 狸頭町より借用中の田1,532坪は正式に賃借契約をする要がある。

- (4) 空地347坪を寄附受附していたが、受附に当っては、責任者高の項に記載したとおりの調査をすることにつき留意すべきである。
- 5 学校の進捗について
- 当校は林業課程を有する県下唯一の高校であるにもかかわらず、実習林を持つていない。演習林を設置するよう要望する。
- 八 須 高 等 学 校                      昭和40年8月26日審査  
 監査委員 中 田 玉 平  
 同 小 谷 善 高
- 1 収入の状況について (40年5月31日現在)
- (1) 収入計算書
- | 科 目    | 調 定 額      | 収 入 済 額    | 収 入 未 済 額 |
|--------|------------|------------|-----------|
| 教育 使用料 | 18,776,700 | 18,776,700 | 0         |
| 雑 収入   | 12,654     | 12,654     | 0         |
| 計      | 18,789,354 | 18,789,354 | 0         |
- (2) 収入証紙取扱額 859件
- | 証紙はりつけ額  | 手数料相当額 | 差引収入額    |
|----------|--------|----------|
| 300,650円 | 9,017円 | 291,633円 |
- (3) 授業料の納期限内収入率は、全日制74.5%、定時制59.4%で、前年同期に比較し全日制6.6%、定時制29.3%といずれも上廻っていたが、納期限内収納にさらに努められたい。

- 2 支出の状況について (40年5月31日現在)
- (1) 支出計算書
- | 科 目   | 子 算 額      | 支 出 済 額    | 残 額 |     |
|-------|------------|------------|-----|-----|
|       |            |            | 債 権 | 負 債 |
| 教育費   | 64,933,181 | 64,933,181 | 0   | 0   |
| 教育補助費 | 1,505,000  | 1,505,000  | 0   | 0   |
| 高等学校費 | 63,428,181 | 63,428,181 | 0   | 0   |
| 衛生費   | 33,504     | 33,504     | 0   | 0   |
| 公衆衛生費 | 33,504     | 33,504     | 0   | 0   |
| 計     | 64,966,685 | 64,966,685 | 0   | 0   |
- (2) 木炭及び機械器具類の購入並びに郵券類の換金については、責任者 県高等学校の項で述べたとおりである。
- 3 契約について
- (1) 校舍修築工事外1件507,000円の県工事施行に際し、県の子算外において、地元負担金等により経費不足し工事を行なっているが、このことについては赤崎高校の項で述べたとおりである。
- (2) 浄化槽の清掃契約は具体的に約定されたい。
- 4 債権の管理について
- (1) 授業料の未収に当っては、債権管理事務取扱規則に規定する諸手続を履行されたい。
- 5 公有財産の管理について
- (1) 行政財産のうち換取試験のため教室を使用許可したが、使用料の算

- 定基礎に明確をかねているものがあつたので留意されたい。
- (2) 登記簿謄本を整備して財産管理を明確にされたい。
- (3) プール建設に伴う不足土地59坪を寄附受附していたが、取得に当たっては、責任者高の項に述べたとおり、調査確認することにつき留意すべきである。
- 青 谷 高 等 学 校                      昭和40年8月27日審査  
 監査委員 中 田 玉 平  
 同 新 見 修 彦
- 1 収入の状況について (40年5月31日現在)
- (1) 収入計算書
- | 科 目    | 調 定 額     | 収 入 済 額   | 収 入 未 済 額 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 教育 使用料 | 6,824,000 | 6,824,000 | 0         |
| 雑 収入   | 3,888     | 3,888     | 0         |
| 計      | 6,827,888 | 6,827,888 | 0         |
- (2) 収入証紙取扱額 (399件)
- | 証紙はりつけ額  | 手数料相当額 | 差引収入額    |
|----------|--------|----------|
| 139,650円 | 4,189円 | 135,461円 |
- (3) 授業料の納期限内収入率は75.3%で、前年同期に比較し3.2%上廻っていたが、なお、常時収納確保に配慮されたい。
- 2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予算現額	支出残額	残 額	備 考
教育費	25,923,853	25,923,853	0	
高等学校費	25,923,853	25,923,853	0	
教育施設費	417,000	417,000	0	
保健体育費	40,070	40,000	0	
衛生費	8,759	8,759	0	
公衆衛生費	8,759	8,759	0	
計	25,923,853	25,923,853	0	

- 郵券類の出納検査及び床費の精算事務については、養良農業高等学校の項で述べたとおりである。
- 県内旅行で専急行、急行等を利用する場合には、会計課長通知(昭和37.6.20発会第127号一四)に基づいて取扱われない。
- 他校教務教職員の業務校への旅行命令及びこれに伴う出勤簿の取扱いは、何等の検封を要するものがある。
- 物品購入事務について次のとおり適当でないものがあつたので改善されたい。
  - 見積書の提出前に購入契約がなされていたもの
  - 納入年月日、並びに交付年月日の記載誤りのもの
  - 検収がなされていないかつたもの
  - 検収書の氏名、並びに受領印のないもの

4 床費の購入の時期が適期でないもの

- 契約について
- 建築費取契約は具体的に約定されたい。
- 債権の管理について
- 授業料の未収に当つては債権管理事務取扱規則に規定する諸手段を履行されたい。
- 公有財産の取得管理について
- 行政財産のうち校舎は、使用許可したが、使用料の算定に注意されたい。
- 敷地等888坪を寄附受納しているが、受納に当つて留意すべきことは養良農業高等学校の項で述べたとおりである。
- 校地内には社説等の関係で県へ所有権移転登記手続が完了となつている土地があるので、これが早期解決にとめられたい。
- 校舎の立地条件から当校は排水に苦慮し、近年整備しているが、物理水並びに化学汚染水及び普通教室前の排水施設は緊急を要するので検封されたい。
- 体育館は生徒数に比し狭いであるほか、床板天井、側壁等補修を要する箇所が多く見受けられた。とくに床板の破損は甚だしく、ケガ人を相当数だしている現況であるので、緊急補修することにつき配慮されたい。

倉吉工業高等学校

昭和40年9月2日監査:

監査委員 小 谷 善 修  
岡 新 見

1 収入の状況について (40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科 目	額	収入折額	収入未済額
教育施設費	6,525,600	6,525,600	0
保健体育費	1,560	1,560	0
計	6,527,160	6,527,160	0

(2) 収入証紙取扱額 (312件)

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
109,200円	3,275円	105,925円

(3) 授業料の納期限内収入率は78.1%で前年同期に比較し10%向上しているが、7月分は5ヶ月にわたり収納されている状況であるので当月内収納確保にとめられたい。

(4) 入学選抜手数料収入に当り、証紙売さばり手数料相当額と差引収入となる額は105,925円であるのに、108,864円と計算していたので善処すべきである。なお、報告済の証紙収入状況報告書も訂正の要がある。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予算現額	支出残額	残 額	備 考
教育費	79,653,442	79,653,442	0	
高等学校費	530,000	530,000	0	
衛生費	8,791	8,791	0	
公衆衛生費	8,791	8,791	0	
計	79,672,233	79,672,233	0	

(2) 郵券類の例月検査については養良農業高等学校の項に述べたとおりである。

(3) 修繕工事の検査及び買入れ物件の検収については法政等高校の項で述べるとおり留意されたい。

(4) 物品の検収確認後に支払をなすよう、支出経理の適正に留意されたい。

3 契約について

(1) 産業教育奨励法にもとづく物品購を35,447,000円購入しているが次の点に留意されたい。

7 全部購置契約によつては、地方自治法施行令第167条の2の各号の何れかの項目によつて購置に付したのか不詳である。購置に付した根拠を記載整備しておかれたい。

4 隨意契約による場合もなるべく二人以上から見積書を取られたい。

購入したもののなかには1件100万円を越す高額契約が7件も含まれているが、契約保証金は全部免除されている。契約保証金の免除は、昭和39年4月1日付発出第19号地務課長出納長連名通知に基づいて行なうべきである。

(2) 木水ターミナル新設に当り、相当額の地元経費で県の予算外において財足落工していたが、このことについては本誌農校の項で述べるとおりであるので改善すべきである。

4 公有財産等の管理について

教室の使用許可に当つて、行政財産の使用料条例別表「会議室」の料金を適用しているが「建物」のうち「その他」の料金を適用すべきである。

なお、これら教室専日を単位とする使用料は前納が建前であるので、収入済後許可書を交付すべきである。

倉吉産業高等学校 昭和40年9月2日 監査

監査委員 小 谷 善 高  
岡 新 見

1 収入の状況について (40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

種 別	目 録	定 額	収 入 額	収 入 未 納 額
収 入	規 定 額	6,025,600	5,005,600	0
増 減	増 減 額	2,000	2,000	0
計	計	4,027,600	6,027,600	0
特別会計				
計	収 入	1,025,350	1,535,350	0

(2) 収入証紙枚数額 (361件)

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
126,350円	3,790円	122,560円

(3) 授業料納期外収入率は85.7%で、前年同期に比較し23.9%上昇していた。さらに半の向上に努められた。

(4) 生産品下り金額の決定に当つては、価格評定向をなし価格決定の根拠を明確にするようにされた。

(5) 野菜部門において、倉吉青果市場KKに出荷した野菜売上収入を手数料相殺収入としていたが、適当でない。改善の要がある。

(6) 果樹部門生産品を試験、研究等の目的以外に信用しようとするときは、県会計規則第52条1項の手続きを履行すべきことに留意された。

(7) 乳牛を処分していたが、農物品事務取扱規則第30条第2項及び第31条第4項に定める手続きが行なわれていなかったのに注意された。

(8) 畜産並びに加工部門において、生産品の購買に付する引継期間を現金収納日としていたことは適当でない。家畜については飼育期間に使用することに決定したとき、その他については処分するときにする

ようにされたい。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	子 算 現 額	支 出 決 算 額	残 額	備 考
教育費	38,678,568	38,678,568	0	
高等学校費	57,480,768	57,480,768	0	
保健体育費	60,000	60,000	0	
教育施設費	1,137,800	1,137,800	0	
衛生費	11,126	11,126	0	
公衆衛生費	11,126	11,126	0	
計	38,689,694	38,689,694	0	

特別会計

高等学校費	高等学校費	高等学校費	高等学校費
1,425,445	1,425,445	0	0
計	1,425,445	0	0

(2) 下記経費の支出については請求額収書しか受当らない。

ア 商業科設置に伴う倉吉東高校より移管となつた計算機外の運搬経費

イ 教育指導費、報償費並びに講師旅費

(3) 高価な機械器具類及び木校の購入並びに郵券類の例月検査については、専攻農業高等学校の項に述べたとおりである。

(1) 修繕工事の検査及び買入れ物件の検収については法勝寺高校の項で述べたとおり留意された。

(5) 県立学校実習費会計補助費、原材料費より支出のもので、購入手続前に現品を受入れていたものがあつた。留意された。

3 債権の管理について

(1) 授業料等未収に当つては債権管理事務取扱規則に規定する諸手続きを履行された。

4 公有財産等の管理について

(1) 使用料算定に当つては倉吉工業高校の項で述べたとおりである。

(2) 校地並びにグラウンドV用地の寄附受納に当つては兼良農業高校の項で述べたとおり、受納前に調査を実施された。

(3) 家庭科特別教室、男子便所のように老朽の甚しい建物、全生徒を収容できない体育館(現在120坪の講堂を使用中)供あひな運動場、設置経費の変更に伴い不用となる耕地等当校には施設関係の問題点が多いのでこれらの解決に留意された。

共通事項

前年度までの報告に続き、このたびをもつて県立学校に対する監査報告は全部終了するが、一段共通的留意・要望事項を簡記すれば次のとおりである。

(1) 授業料の納期内納付については各校の項で述べたとおり、まだ納期を守らない生徒が多い。年度末には完納されるところを見れば、心掛が次第では大多数のもののは納期内に納付することかであるものと考えられる。各校の普遍に留意された。

(2) 授業料は年額9,600円(月800円)となつているが、このほか、臨時

的に徴収する入学記念金、卒業記念金、修業費、奨励指導費、生活衛生費等は、一別として、毎月PTA会費、図書費、実習実習費等を生徒保護者より徴収しており、この額は、学校により差異はあるが、月給額と同程度から800円程度にまで及んでいる。

一方、学校においては、授業運営費の不足を補うため、これらの徴収金より相当額の援助を受け、その額は授業費及び需要費支出額の約半額にも達している現状である。すなわち、当然に授業費を支える性質の経費の相当額が県の予算外のもので断たれ、県は授業料は月300円にしかならないという予算を掲げている実情である。

関係団体とも協議して、生徒保護者の負担総額は現状の範囲内において、これら援助相当額だけ授業料の額を引き上げ、引上相当額の学校運営費を増加して県の財政課規定の下に会計を処理することにつき検討されるよう望む。

(3) 学校の運営費は、前記(2)のとおり、県費予算外に外郭団体等より経費援助を得て賄っている程に貧弱であるが、特に創立後日の古い学校、特殊校(特生学園、盲学校、ろう学校)小規模校、全県一区校など、外郭団体地元町村より援助を受ける場合の少ない学校ほど経理運営が困難のようである。

学校に対する県費予算の配分に当ってはこれらの点を考慮されるよう望む。

(4) 卒業生に対する卒業証明書、成績証明書交付事務は各校もかなりの件数があり、物的人的に相当の負担となっている。これに苦慮した一部学校において、用紙代と称して事実上の手数料を県の予算外において徴収していることは前年の報告で指摘したところであるが、正規に手数料として、

て、交付給付を県費入に交付し、関係事務費を学校に交付することにつき検討されるよう望む。

(5) 分別することのできない一体的構造物、例えば水泳プール、体育館等の建設に当り、PTA等外郭団体が県の子予算において、県工事に満足し工事をこなしているものがあるが、このようなやり方を認めると、県工事の段计费、入札、契約の事務等は作られたものとなり、でき上つた構造物の維持管理にも不合理な面を生ずることとなる。このような場合には、竣工し工事財源を県予算に受け入れ、県工事として実施すべきである。

(6) 地元市町村あるいは後援団体等より借受中の校地、建物の賃借契約、分租借地契約等のなされていないもの、契約はされているが校長が契約の当事者となり正受のものでないものがあるので改善の要がある。

なお、上記とは逆に、県有地内にPTA等外郭団体が建設した施設、例えば盲人会館のように県有地使用許可手続のなされていないもの及び学校建物の一部を使用させていながらその手続のなされていないものがある。学校とは密接な関係にある団体等ではあるが、長期に亘る財産関係のこともあるので、ハッキリと文書による手続をしておくべきである。

(7) 老朽した施設設備で早期に整備を要するもの、授業上新設を要するもの等を持ちながら高校再編成の方針如何と、じんぜんとして成り行きを見守っている学校がある反面、近年多額の経費を投じて実施した施設設備が、高校再編成の結果如何では効用を發揮できなくなるおそれの生ずるものもある。

財務の面から見ても、高校再編成の方針が早急に決定することが望まれる。

1 収入の状況について (40年2月28日現在)

(1) 収入計算書

区分	額	収入所額	収入未済額
費用	2,589,021	2,407,591	181,430
雑収入	4,632,525	2,576,477	2,056,048
雑収入	544,521	544,521	0
計	7,766,067	5,548,589	2,217,478

吉木 出水 事務所

昭和40年4月15日 監査

監査委員 坂 田 庄 二  
岡 中 出 玉 平  
岡 野 坂 浩 賢  
岡 小 谷 善 高

(2) 収入証紙取扱額

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	備 考
1,210,300円	36,309円	1,173,991円	建築費申請手数料はか8項目

(3) 贈還金、戻川金を処分する見込みのもとに不動産売払収入として、30万円の予算合算を受けたが、払下げの手續き等が遅延したため未処分となつていた。払下げの促進に配慮の要がある。

(4) インバントローラーの貸付料を貸付債相当期間経過して収入していたが、建設債貸付契約書第4条によれば、貸付料は建設貸付債に納付させることとなつていたので注意すべきである。

(5) 県営住宅関係の条例、規則によれば県営住宅に入居してから引続き3年を経過した入居者から満3年以内及び毎年3月末日まで収入に関する報告書等を徴し、収入基準を勘入していると知事が決定した者から決定の翌日より割増賃料を納付させることになつている。

当所においては同報告書の提出が遅延したため、本庁への贈還も遅れ、39年11月30日に知事決定したものを12月1日より収入している実状であつた。このため割増賃料の取納については38年度と殆ど同様で、4月より11月までの間の8ヶ月分は、新規のものは全然徴収せず、継続のものは前々年度の収入基準によつて徴収している状況である。毎月3月末日までに提出させることとなつている上記報告を履行させるべきであることは勿論であるが、これのみでは市町村長の収入に関する証明事務との関係からして、何か月分かは毎年収納できないことは明らかである。

入居後満3年を経た翌日又は年度の初めより徴収できるよう関係規定の改正について検討されたい。

(6) 公営住宅管理台帳及び県営住宅入居台帳を常に整備して住宅の管理運営に万全を期されたい。

(7) 吉吉市八幡団地に37年度建設した耐火建築県営住宅18戸のうち6号は38年12月23日に入居者が退去したが、漏水防止工事が通延し(40年4月24日竣工、7月13日竣工)のため同住宅を長期間空室のままとし、5月15日に入居許可書を出していた。住宅主管当時は早期に対策を講ずべきであつた。

(8) 刈川生産物売払収入にかかると県庫採取料は規定がかなり遅れているものがあつた。

2 支出の状況について (昭和40年2月28日現在)

(1) 支出計別掲

科目	予算現額	支出済額	残	繰越
地 価 費	23,642	21,172	2,470	59,429
労 務 費	4,428,471	4,332,692	95,779	1,100,477
商材水産費	544,000	435,113	108,887	108,887
運 送 費	16,000	12,525	3,475	3,475
工 本 費	210,742,827	199,862,137	10,880,690	79,150,672
災害復旧費	2,973,950	2,170,175	803,775	553,424
計	221,214,076	141,208,877	80,005,217	50,005,217
(繰越分)				
土 本 費	108,818	91,410	17,408	17,408
合 計	221,322,914	141,300,289	80,022,625	

- (2) 備品購入費で消耗品を購入していたものがあつた。  
 (3) 現用の燃料(木炭)の購入時期に配慮されたい。  
 3 公有財産等の管理について  
 (1) 当所敷地内に設置の電柱2本についての私有地使用許可又は貸付契約手続きは何等行なわれていない。県公有財産事務取扱投規則に定める手続をとらせるべきである。  
 (2) 片倉側面に設置の使用にたえないトラスラット柱2基は、不用処分にすることが適当である。  
 4 用地事務について  
 (1) 39年度における登記状況は次のとおりで

(単位 件数)

年 度	現 年	前 年	増 減	累 計	備 考
昭和39年度発生分	582	582	0	582	
昭和40年	1,627	545	1,082	2,408	
計	2,209	1,127	1,082	3,336	

登記件数は累年増加の一途を辿っている。これらは土地代金を既に支払つたものであるので、登記の促進にはさらに府政の努力を要するものと認める。  
 (2) 土地買収並びに物件移転補償等の協議書の作成を省略しているものが見受けられる。土木運用等事務処理規程第120条に基いて合規の事務処理をされたい。また、土地取得等関係台帳の記載の不備のもの、代金支払が遅延しているものがあるので善処の要がある。  
 (3) 土地売買証書の特約に基き県が貼用する収入印紙を宮公署が発する証書に3件誤つて貼用していたので取扱に慎重を期されたい。  
 5 主な業務の状況について  
 (1) 工事の進行状況は次のとおりである。  
 (公共工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	備 考
道路改良外	119	660,540,452	2,100,000	38年度繰越分4箇所 35,100,000円 40年度繰越1箇所

(単独工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	備 考
道路改良外	183	51,485,239円	0円	

(その他)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	備 考
観光委託外	4	3,104,731	0	
合 計	306	715,130,422	2,100,000	

- (2) 現地調査の状況について  
 出願橋梁架換工事等13箇所を抽出して実施した結果は次のとおりである。  
 ア 名古屋市海田、姫路倉吉線一号上井橋架換工事は、橋と道路との取付部分が良好でなかつた。  
 イ 三朝町三朝、谷川川砂防新設工事は設計変更等の関係もあり、コンクリート工事の出来高が約11%設計額より超過していた。この工事は実質40年度へ継続施行するものであり、翌年度の請負等にも影響することとなるので、今後の措置を慎重にされたい。  
 ウ 三朝町福田、本地山倉古線道路改良工事は、碧工が慎重のため遅れ、年度が経過した。監査日現在、床盤盛土の最終仕上げが未完成であつた。  
 エ 三朝町、竹田川右岸河川修繕工事の石積護岸に風化した石が混入していた。監査に留意されたい。  
 オ 北条町国坂橋架換工事については監査設計書に工事材料検査の記録及び監督内容の記録がない。  
 また、検査手帳に備えつけてある指示票は活用されていないので検討の要がある。なお、ボックスを施行していたが、護岸との間にクラックを生じていた。

赤崎停車場、船上山線助田道路改良事業は、鋼筋コンクリートの厚さ20cmの設計に対し19cmより30cmの厚さで施行されていた。従つての監督を厳にされたい。  
 \* 上記のとおり13ヶ所を抽出した工事現場のうち、3ヶ所は工事は完成していたが、検査は未了となつていた。

郡 家 土 木 出 張 所  
 監 査 委 員 長 田 田 住 二  
 副 長 岡 中 田 玉 平  
 員 岡 小 谷 高 高

1 収入の状況について (昭和40年3月31日現在)

(1) 収入計算書

区 分	調 定 額	収 入 額	収入未済額
使 用 料	154,403	155,352	1,050
財 産 収 入	11,724,825	7,991,902	3,732,961
期 間 収 入	50,089	29,848	21
計	11,911,355	8,177,123	3,734,333

(2) 収入証紙取扱額

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	備 考
405,700円	12,171円	393,529円	建築費申請手数料は5項目

(3) 河川生産物委託収入にかかる収入未済額 5,732,961円の収入確保に

つきなおしをされた。

4 インパルローリーを9月9日から16日まで5日間貸付け、この貸付けを10月5日に満了し、5月30日に購入して、この貸付け料に相当する貸付け料の前納額に充てるので、貸付金と前納額との差額を返金した。

- 支出の状況について（昭和40年3月31日現在）
- 支出計算書

科目	予算現額	支出済額	残	備考
土 地 費	129,780,402	143,125,785		26,654,617
型 骨 費	18,028,025	13,071,271		4,996,754
型 骨 費	70,000	70,000		0
計	187,918,427	156,267,056		31,651,371

- 日額旅費支給にあたり実際に印しない面があるので検討すべきである。
  - 本決算入については倉吉土木出張所の項で述べたとおりである。
  - 借入金新設改良費購入費が年度中途において赤字支出となつていた。予算執行の適正に留意されたい。
  - 若狭駐在所において使用する電気、水道料金として毎月若狭町に対して定額を支払らつていますが、その支払額の根拠を明確にする要がある。
  - 契約について
- 橋梁災害復旧工事等の高度地質調査委託契約を建設工事請負契約款に

より繰上していただくのが好ましいので検討されたい。

- 公有財産等の管理、処分について
- 公有財産の取崩れを整理し財産管理の明確を期されたい。
- 財産数98件を相当の120円で処分（払下げ）しているが、以下の算出表が妥当でないので、記録整理しておくべきである。
- 使用に耐えないカーンク用機械が放置してあったので、不用の決定処分されたい。
- 本防犯用の整備について
- 本防犯用を補修用と混合保管していた。区分を明確にしておかれたい。
- 用地事務について
- 39年度における登記状況は次のとおりである。

（単位：件数）

通年	年度	発生	分	昭和39年度	発生	分	昭和40年	備 考
登記	登記	預	預	預	預	預	預	
△(2,289)	403	527	709	639	70	597		

- 前年度末においては未登記件数は3,218件とされていたが、当年年度の調査結果により2,289件も減少したこととなっている。未登記件数の実態は個になお、努力されるよう望む。
- 主な業務の状況について
  - 工事の進捗状況は次のとおりである。

（公共工事）

工 種	工 種 別	工事箇所数	事 業 費	年度費	年度費	年度費	備 考
道路改良	外	128	490,330,685円			0円	

（出稼工事）

工 種	工 種 別	工事箇所数	事 業 費	年度費	年度費	年度費	備 考
道路改良	外	373	69,782,031円			0円	
合 計		501	560,112,716円			0円	

- 現地調査の状況について
- 中興橋梁架替工事等12箇所を抽出して実施した結果は次のとおりである。
- 用ヶ瀬町における防護欄設置工事は、既に年度の経過した検査日現在において、未完成部分が多かつた。早期修繕に留意すべきである。
- なお、防護柱の埋込み基礎コンクリート工で、設計架替外のものがあった。現地監督に配慮されたい。
- 宮瀬町八利谷道路改良に伴う道路改良用防護コンクリートは仕上が悪く、また不揃いであつた。寒冷時におけるコンクリートの養生の監督に留意の要がある。
- 若狭町米見野道路改良工事は、硬石積込不足のため各所より補水していた。また、橋脚より漏水していた箇所もあつた。
- 若狭町長砂、小規模砂防工事は材料検収の記録がない。なお、工事は完成していたが、完成検査は未了であつた。

若狭町米見野河川改良工事は、調査時現在施行中であつてその出来形はよくなかつた。

現場撮影写真は、工区順呼ばしたが貼付し、主要事項を簡潔に記録しておく必要がある。

米子土木出張所 昭和40年5月20日調査

区 分	備 定 額	収 入 額	収 入 率	備 考
費用	6,358,684	5,986,949	94%	371,735
財源	8,327,308	4,881,697	58%	3,495,611
計	14,686,000	10,868,646	74%	3,817,354

- 収入の状況について（昭和40年3月31日現在）
- 収入計算書

区 分	備 定 額	収 入 額	収 入 率	備 考
費用	6,358,684	5,986,949	94%	371,735
財源	8,327,308	4,881,697	58%	3,495,611
計	14,686,000	10,868,646	74%	3,817,354

- 収入監査取扱い
- 監査はつづつ手続料相当額 差引収入額 備 考
- 2,459,900円 73,797円 2,386,103円 建設取置申請手数料外 10項目
- 果敢住宅利権買料の徴収については倉吉土木出張所の項で述べたと同様である。

(4) 公営住宅管理台帳は作成しているが、手入が不十分で収入済みか未収か不明確な点が多い。常に整備しておくべきである。

(5) 県営住宅貸付料は割増賃料を含めて調定収入することとなっているが、これらの納入の実態を見るに、貸付料のみを納入し、割増賃料は未納となつているもの、納期日より遅れて納入しているもの、さらに未納のものに対して督促状を発しているものなどがある。これら複雑な事務に対処するには、現行の住宅家賃才入調定簿の様式は誠に非能率的で改善の余地があると認める。貸付料と割増賃料とを金額欄で区分する等主管当局において検討されたい。

(6) 県営住宅管理人服務規程第5条の規定に基づき入居者台帳は作成しているが、記事欄の記入は全然ない。入居者の状況を掌握するためには不備であるので検討されたい。

2 支出の状況について（40年4月30日現在）

(1) 支出計算書

科目	予算現額	支出済額	残 額	摘 要
総 務 費	10,248,635	9,049,799	1,198,836	
労 働 費	21,351,297	21,251,294	100,003	
農林水産業費	1,118,076	1,005,788	112,288	
商 工 費	7,925,031	6,590,395	1,334,636	
土木費	425,653,204	337,292,891	88,360,313	
災害復旧費	18,921,527	14,220,997	4,700,530	
計	18,921,527	14,220,997	4,700,530	

4,700,530

1,540,000

計	486,527,770	389,411,144	97,116,626
(繰越分) 諸 工 費	20,000	18,000	2,000
( " ) 土 木 費	572,612	371,212	1,400
( " ) 計	392,612	389,212	3,400
合 計	486,920,382	389,800,356	97,120,026
特別会計 有料道路大山環 状道路事業費	129,000	0	129,000

(2) 任仙町尾高の失業対策人夫寄り場小屋修繕工事請負は年度も経過した監査日現在未着工であった。早期着工に留意されたい。

(3) 漁港管理費、堤港じゆん環線の道路舗装工事費350,000円は監査日現在予算令達がないまま支出されていた。

(4) トラック自動突固め試験器外2件を購入し、代金を支払つていたが、検収がなされていなかった。

(5) 乗用自動車並びにスクーター等実質上本庁より保管転換したものの手続の未了のものがある。合規の手続を完了せられたい。

(6) 前年度より繰越した自動車用燃料を業者に保管させ、逐次使用しているが、その出納を明確にされたい。

(7) 時間外勤務命令の勤務時間区分並びに勤務時間の繰越処理に誤つていたものがある。事務処理に留意されたい。

(8) テキサメーター購入後故障修理のため納入業者が長期間持ち帰つていたものがある。このような場合には修理費用を償うよう留意されたい。

6 主な業務の状況について

(1) 工事の施行状況は次のとおりである。

(公共工事)

工 種 別	工事箇所数	事 業 費	翌年度繰越額	摘 要
道路改良外	171	965,015,315円	0円	

(単県工事)

工 種 別	工事箇所数	事 業 費	翌年度繰越額	摘 要
道路改良外	351	102,890,312円	0円	
合 計	522	1,067,905,627円	0円	

(2) 現地監査の状況について  
 単県河川災害工事等10箇所を抽出して実施した結果は次のとおりである。

ア 西伯郡淀江町、妻木川河川災害復旧工事は、工事の中途において請負業者に口頭指示をして、事業量には変更はないが、直線型であるべき護岸が、健型に施工されていた。文書による手続をとるべきである。

イ 法勝寺川福市河川改良工事（55万円）は蛇籠の高低が均一でないほか材料検収ならびに監督の記録がない。

(1) 公有財産台帳副本を整備して財産の管理を明確にされたい。

(2) 車庫、敷地154.79坪を賃貸借契約により使用しているが、民有借上地であるので、建物の登記を行ない、「建物保護ニ関スル法律」に定める第三者對抗権を得るようにされたい。

(3) 法勝寺川堤防敷上の当所所管の倉庫に当所職員が入居しているが、不合法な入居であるので普処されたい。

(4) 県有米子整理立地の不法占用対策については前年度の監査報告で述べたとおりである。

5 用地事務について  
 (1) 39年度における登記状況は次のとおりである。

(単位 件数)

過 年 度 発 生 要 登 記	分 登 記	昭和39年度発生分		昭和40年度繰越	摘 要		
		残	登 記				
△ (734)	413	1,198	651	598	53	1,251	
1,611							

前年度末においては未登記件数は2,345件とされていたが当年度実態調査により過年度発生分は734件も減少したこととなっている。未登記事件の実態のは握になお努力されるよう望む。

(2) 土地の売渡証書に収入印紙の貼用残れが3件あった。

(3) 家屋移転補償金の前金払をしたもので、所要事項が土地取得等関係台帳に記録されていないものがあつた。



昭和三十九年三月二十五日現在

収入の状況について (昭和三十九年5月31日現在)

区 分	額 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使 用 料	24,545	24,545	0
財 産 収 入	1,765,765	1,765,765	0
其 他 収 入	221	221	0
計	1,890,532	1,890,532	0

(2) 収入証紙取扱費

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	備 考
224,800円	6,744円	218,056円	

2 支出の状況について (昭和三十九年5月31日現在)

(1) 支出計算書

目 次	予算金額	支出済額	残 額	備 考
送 迎 費	53,854	68,894	0	
給 食 費	571,400	571,400	0	
給 水 費	115,000	115,000	0	
土 木 費	144,212,047	144,212,047	0	
災害復旧費	7,489,201	7,489,201	0	
計	152,275,542	152,275,542	0	
(繰越分)				
土 木 費	140,979	140,979	0	
合 計	152,416,421	152,416,421	0	
特別会計 大山郡 特別道路事業費	2,188,907	2,188,907	0	

- 道路維持費公共施設事業にかかる管理費委託料を支出していたが、契約書の作成または増書の徴収がなされていないかつた。
- 公共施設事業に対する管理費の支出に当り、地元町よりの稼働実施作業報告書と当所の要請を毎日誌とに若干の遅延が生じていた。作業報告の遅延に配慮の要がある。
- 前金払した物件移転補償費で、関係工事の設計変更の結果返納となるべきものを、当該変更手続を執る前に戻入の通知を宛っていたものがあつた、事務処理手続に慎重を期されたい。
- 採用保健所前道路改修工事請負代金は予算の合建前に着工し、支払がなされていた。予算の執行に留意されたい。
- 自動車部品等の購入並びに自動車修繕は適時に決裁手続を経てから

実施されたい。

- 収入印紙の出納事務処理にさらに留意されたい。
- 公有財産の管理について
- 公有財産台帳の副本を作成し財産管理を明確にされたい。
- 用地事務について
  - 59年度における登記状況は次のとおりである (単位 件数)

過年度発見件数	昭和39年度発見件数		昭和40年度発見件数		備 考
	登記	発見	登記	発見	
(280)	451	1,180	617	419	198
1,631					1,378

過年度発見件数1,631件のうち280件は当年度の調査で累積したもので、このため前年度に比し未登記件数は反つて増加している。登記促進に格段の配慮が望ましい。

- 家賃等の物件移転補償金を支払したもので、所要事項が土地取得等関係台帳に記録されていないものがあつたので留意されたい。なお、移転完了に伴う移転届と支払事務の促進に配慮されたい。
- 市町村等よりの用地買収に伴い土地売却証券に収入印紙を貼用していたが、印紙税法の非課税規定に注意されたい。
- 主な業務の状況について
  - 工事の進行状況は次のとおりである (公共工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	備 考
道路改良外	75	333,129,053	0	38年度繰越分1箇所 2,400,000円

(単項工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	備 考
道路改良外	209	50,881,617	0	

(その他)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	備 考
学生寮委託	7	1,980,000	0	

特別会計 (有料道路)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	備 考
道路改良外	8	43,577,244	3,499,756	40年度事故発生1件
合 計	299	429,557,916	3,499,756	

- 現地監査の状況について
  - 単項砂防工事等9箇所を抽出して実施した結果は次のとおりである。
  - 日野町松郷橋架設工事は仮設工事用土のうちがほぼに放置されていた。完成検査にあたり留意されたい。
  - 日野町飯井間川砂防工事 (345,000円) の運戻し並びに残土処分を検討すべく余地があつた。
  - 大山郡伏道路一の沢四工区道路改良工事の路側より竣工には、

ノカラー写真に留置する旨があること認められた。

鳥取土木出張所 昭和40年7月の目録

監査委員	田	住	平
同	中	田	平
同	小	倉	典
同	野	見	啓

1 収入の項について (40年4月30日現在)

(1) 収入計算書

区 分	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使 用 料	912,217	716,831	195,386
財 産 収 入	3,596,535	2,549,914	846,621
諸 収 入	833,302	589,027	264,275
計	5,142,054	5,855,772	1,305,282

(2) 収入証紙取扱額

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	備 考
271,300円	8,139円	263,161円	屋外広告物許可手数料はか1項11

- (3) 特殊トラツクの貸付けに当り、財政貸付収入として15,300円を事後収入しているが、契約書によれば前納することと約定されているので、収入を確保した後貸付けるよう配慮の要がある。
- (4) 雑収入係額567,574円のうち57,186円は土木職員住宅貸付料で収

入科目が過当でない。

(5) 府本館を定金(10,000円)していたが、まづ不用の決定手続きをとるべきである。

(6) 本用品先払いの指名競争入札に当り、入札者の買付審査が先行でなかつた。なお、このような場合には一般競争入札に付すべきである。

2 支出の項について (40年4月30日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予 算 額	支 出 済 額	備 考	備 考
総 務 費	369,281	932,133		37,148
労 働 費	14,982,416	14,345,707		616,709
農林水産費	2,387,346	1,586,307		801,039
商 工 費	6,016,000	5,934,921		81,079
教 育 費	2,699,000	756,000		1,943,000
土 木 費	245,296,935	206,242,137		59,054,798
災害復旧費	14,739,461	14,036,860		702,611
計	287,070,439	243,834,055		43,236,384

(2) 自動車用燃料は必要の重慶業者より注油券により購入しているが、年度末においては、この購入代金が予算連環を超過して翌年度へ支払繰延への状態となつていた。

(3) 日領採費の支給については郡家土木出張所の項で述べたとおりである。

(4) 失火対策費金は所員に現金を前渡しして支払をされているが、各月の精算結果から見れば、前年度の約3割強が返納されている。歳計現金の効率的な配分を期したい。

(5) 失業対策人夫寄り場小規模修繕工事の早期着工については米子土木出張所の項で述べたとおりである。

(6) 漁港管理費割代港開港取付外1件の工事請負費342,000円は、監査日現在、予算令達がないまま支出していた。

3 債権の管理について

(1) 河川遊物の採取、道路占用、埋却物埋却場使用料等の債権の管理については、同規則に基づき納期限後の督促をしていたが、督促期限を経過して一括処理している等規定通り実施されていない。時期を失することなくその督促促進し管理の万全を期されたい。

(2) 道路占用料、埋却物埋却場使用料及び河川生産物売払収入等のうち時効完成したもので不納欠損処分していないものがある。適宜処分をされたい。

4 公有財産等の管理について

(1) 公有財産台帳副本には、附属図面作成基準により作成した図面を添付しておくようにされたい。

(2) 当所建物修繕の結果不用となつた門柱、扉、瓦等及び使用の見込みのないコンクリート、ルー等処分につき配慮されたい。

(3) 網代田後間道路新設に当り、網代に貸借使用中の網代田後間道路作業事務所は、その契約がなされていらない。

(4) 自動車庫が格付5〜6台も用さらしとなつているので庫庫の増設が望まれる。

5 用地事務について (単位 件数)

(1) 39年度における登記状況は次のとおりである。

通 年 度	発 生 数	昭和39年度発生分		昭和40年度発生分	
		登 記	消 滅	登 記	消 滅
(224)	295	1,316	799	562	237
1,611					1,553

カマコ書のものとは当年度の実態調査の結果さらに増加したものである。過年度分についてはなお調査し、登記の促進につとめられたい。

(2) 家屋等の存続補償金の支払並びに存続補償年月日が土地取得等関係台帳に未記入となつていたものが見受けられる。整備されたい。

6 主な業務の状況について

(1) 工事の履行状況は次のとおりである。

(公共工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費	竣工率	備 考
道路改良外	129	522,770,127	0	前年度より繰越分1,500,000円

(単段工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費	竣工率	備 考
道路改良外	284	97,500,340	0	
合 計	415	620,270,467	0	

(2) 現地調査の状況について  
 甲斐小規模修繕工事等12箇所を抽出して実施した結果は次のとおり

である。

ナ 福部村特産品、果樹一帯受買工事、鳥取県庁道路工事の株主会等は設計と異つた規格で進行されていた。  
ノ 若美町身上、鳥取県坂井町道路改良工事は道路山員盟等のための配当コンクリート蓋の取付であるが、既設の橋脚上に取付けた梁係もあつて、車輛の通過に伴いコンクリート蓋が良地側に飛び出してゐるものがあつた。設計上の工夫が望まれる。

ウ 福部村細川、野馳山川小規模砂防工事及び若美町陸上、間瀬川小規模砂防工事は、実地上の工種は河川の改修であるが、何れも河川の中流部に施行されている。下流部より施行しなければ当年実施の事業も効果を期待できないと考えられる。

エ 鳥取市東町、水道谷川小規模砂防工事施行に当り、扇水町所が見受けられた。

なお、扇水に伴い施行地附近の地盤が低下してゐたので調査し善処の要がある。

(各所共通事項)

以上各所別に述べたところであるが、各所共通事項は次のとおりである。

1 債権の管理について(利用土木出張所は除く)  
債権管理事務取扱規則に基づき(納期限後の督促について、督促状を発行してゐないもの、発行はしてゐるが一ヶ年近くも経つてから督促をしてゐるもの、督促状発行調整によつてゐないもの督促納入金整理滞の未作成又は整理が不備なもの、滞納整理滞の作成がないもの等規定のとおり実施されてゐない実状である。債権管理事務処理の適正化に配慮すべきである。

ニ 収買住宅家賃収入について

収買住宅家賃は、監査目現在、収買土木出張所においては全部徴収し、米子土木出張所においては相当額の未納を生じてゐる。完納した倉占管内においても、月別に見ると納期限後の納入となつてゐるものがある。家賃の納期限内収納にさらに努力されたい。

3 河川生産物採取量の確保について

河川取締規則第13条の規定によれば、目的物の採取を終了したときは、検査を受けなければならないこととなつてゐるが、そのほとんどは現地検査がなされてゐない実状であり、生産物採取量も未確認となつてゐるので、確認を妨げられたい。とくにこれに関連して同規則第5条に規定する採取額の事前提出並びに第14条に規定する標識建設の履行方の指導等に配慮すべきである。

なお、不法採取の取締りの強化についても創意工夫されたい。

4 河川敷及び遊歩道の不法占用取締りについて

合規の手続きを遂げない不法占用中のものが各所とも相当件数ある。適切な措置をとるよう岸処されたい。

5 河川の台帳並びに道路台帳の整備について

河川法第12条、道路法第28条の規定に基づき台帳はこれらの管理上必要不可欠からざるものであるので整備することに配慮されたい。

6 奥道、荒川敷の調査並びに処分の促進について

各所とも奥道、荒川敷の実態は置が困難のため処分が低調である。真摯の誠が先決であるので調査を厳にし、処分の促進に配慮されたい。

7 屋外広告物の取締りについて

屋外広告物掲出物件の確認については相当成果をおさめており、これ

らの取持りについても努力のあとが見受けられるが、違反等に対する措置につきなお配慮されたい。

8 事故検閲について

市県事業を抽出して実地監査をしたところ依然として年度内に完成しない工事を向等手続きを経ないで実質的に繰越しをしてゐるものがあるが、検討すべきである。

9 道路手の作業体制の合理化について

道路の維持補修並びに管理は旧態依然として殆んど道路手の手作業に依存してゐるが、補修の機械化、機動化をはかり、これにつれて道路手の再配置を検討されたい。

10 支出の状況について

(1) 公用自動車の運転日誌等を検討すると、旅行命令が発せられてゐない職員が事実上出張してゐると認められるものがある。旅費予算枠の確保もあろうが、事務処理、公用車の管理に遺憾のないようになされた。

(2) 物品事務取扱規則第39条1項および2項に規定する郵便切手額の毎月検査を助行されたい。

(3) 物品の購入並びに修繕の検収事務は命令系統の権限ある職員が行なうよう留意されたい。

11 工事用原材料の検収について

工事用原材料の検収に当り、書面上の検収者と実地の検収者と相違してゐるものがある。事務処理を合理化して責任区分を明確にすることにつき留意されたい。

12 用地事務について

(1) 土木用地事務処理規則に定める補償金等のうち、家賃収益査定額の算出基準並びに実態調査基準の設定につき検討されたい。

(2) 土地取得等にかかわる交渉日誌の活用並びに記録整備に留意されたい。

13 契約保証金及び入札保証金の納付の賦免について

地方自治法施行令はこれからの保証金の納入を義務づけているが、国の行政指導に従い、県の規則では、知事が別に定める場合に於いては、それぞれ賦免できるよう規定してゐる。昭和39.4.1発出第18号事務局長、出納長通知はこれら保証金を賦免できる場合を定めており、各出張所において、これに従つて執務してゐるが、殆どの保証金を免除してゐる実状で、免除の理由は記載されてゐない。賦免の理由を記載するようにされたい。

14 隨意契約による場合について

地方自治法施行令第167条の2に隨意契約によることのできる場合を1号から6号まで掲記してゐるが、隨意契約に付した事例を検討すると、適用条項に合致しないではないかと考えられるものがある。

随契に付するに当つては、さらに慎重にされたい。

15 所の運営について

(1) 所の土木技術職員等が管内旅行をした場合日額旅費の支給を受けてゐるが、地方農林振興助の職員土木技術職員、林業土木技術職員が普通旅費の支給を受けるのに比較して低額、不利となつてゐる。

(2) 土木工事の現場監督技術者は、職務の性質上、冬期、夏期、明開を問わず屋外勤務に従事しなければならぬのに、農業改良普及員に對する農林漁業改良普及手当のような特殊勤務手当は支給されていない。以上の二件など、土木部第一機動隊等に不満が多いので検討を要す

れるよう要望する。  
 八頭地方農村振興局  
 昭和40年2月14日 主任 監査  
 監査委員 新 田 吉 平  
 副 中 田 毛 平

1 予算執行について

39年度末における一般会計、特別会計収支の概況は次のとおりである。

(1) 一般会計

科目	目	額	定額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料		円	円	円	円
財政収入		569,697		569,697	0
府県収入		76,946		96,946	0
市町収入		205,000		205,000	0
雑収入		22,559		22,559	0
計		894,002		894,002	0

支出

科目	目	予算合運額	支出済額	残額
総務費		円	円	円
総務費		1,477,174	1,477,174	0
農業費		78,021,040	78,021,040	0
商工費		4,409,162	4,409,162	0
雑費		12,355,120	12,355,120	0

科目	費	額	額
総務費	59,266,833	59,266,833	0
農業費	78,170,121	78,170,121	0
計	243,679,470	243,679,470	0

(2) 特別会計  
支出

科目	目	予算合運額	支出済額	残額
農業改良費		円	円	円
1 行事業費		27,000	27,000	0
2 県営林事業費		24,198,517	24,198,517	0
職員費		958,235	958,235	0
造林事業費		11,578,659	11,578,659	0
保育事業費		11,650,625	11,650,625	0
公有林野分収事業費		11,000	11,000	0

2 39年度の主な事業は次のとおりである。

補助事業関係

事業名	補助対象費	補助額	備	考
農業構造改善事業	円	円		
農業構造改善費	46,159,681	29,778,000	他圃造成31.6ha、幹線道路1,909m、共同防除施設一式	
農業金融施設整備費(村子橋站)		7,983,054	近代化費5,285,919円、天保費2,625,449円、近代化協力費金71,687円	
造林事業(補助造林)	58,879,257	23,554,485	造林面積908.42ha	
林道事業(保安、改良、山村振興)	20,690,000	11,579,500	林道開設1ヶ所、640m、山村振興林道1ヶ所、1,510m、林道改良5ヶ所、222m	
林道施設整備費	6,878,000	4,825,541	林道開設4箇所、566m、18ヶ所	

事業名	工事費	備	考
林道事業(基幹林道)	円		
林道事業	48,050,000	加工地2ヶ所、開設延長2,806m	
林道事業(開設林道)	6,763,000	加工地1ヶ所、開設延長694m	
林道事業(一般林道)	20,581,020	助産地改良、系統助産(1止)ヶ所、保安林改良、助産地山3ヶ所	
(特別林道)	44,548,000	山腹線加工、環道工等22ヶ所	
(特別林道)	11,535,259	造林面積147.59ha	
(特別林道)	10,950,690	林道開設13,160m、補植、下刈、置草等1,071.9ha等	

工事関係

事業名	工事費	備	考
林道事業(基幹林道)	円		
林道事業	48,050,000	加工地2ヶ所、開設延長2,806m	
林道事業(開設林道)	6,763,000	加工地1ヶ所、開設延長694m	
林道事業(一般林道)	20,581,020	助産地改良、系統助産(1止)ヶ所、保安林改良、助産地山3ヶ所	
(特別林道)	44,548,000	山腹線加工、環道工等22ヶ所	
(特別林道)	11,535,259	造林面積147.59ha	
(特別林道)	10,950,690	林道開設13,160m、補植、下刈、置草等1,071.9ha等	

3 経理出納について

(1) 開地の分任出納員が収納した歳入金の事務処理について「現金計現則」第21条の規定による現金収収証書原付及び現金出納簿の枚数が十分でなく、また現金収収書用紙の授受も引継ぎが不正確であった。規則の定めるところに従って適切に処理されたい。

(2) 土地改良費、貸金245,100円の支出済額中に、職員手当より支出支給すべき超過勤手当7,731円を支出していることは適正でない。

(3) 県有林保育事業費より県有林管理人(10名)に対して規正270,000円を支給しているが、管理人の滞り(勤務)状況を見ると、4月〜6月の間にあつては指示滞り計画155日に対して、実績は118日で、17日間は滞りが行なわれていない。指示日数は厳格に滞りさせよう配慮をされたい。

4 補助事業等の執行について

(1) 農業構造改善事業(佐治村高谷地、結園造成6.8ha、幹線道路1,909m、事業費14,000千円)に対して補助金9,800千円を交付しているが、事業実施主体(農事組合)の補助金経理の状況を調査したところ、帳簿上は40年5月31日に支払済としていた工事費貸付金1,051,500円は、調査日現在未払となつていた。また本事業の貸付金511,200円の支出内容を精査すると出役日及び異動が工事工程と相違しているものがあり、その他補助金経理及び事務処理に適正でないものがあった。このことは、工事が年度内に完了しなかつたこと、事業実施主体が事務取扱いに不備であつたことにもよるが、直度補助金を交付すべく村当局において何らの事務指導が行なわれていないところにも問題がある。補助事業主体(町村)及び実施団体に對する指導監督を一段と強化されたい。

(2) 開墾作業費補助事業(開墾面積5.8ha、事業費1,318,000円、補助金548,100円)の補助金交付申請書の提出は40年2月5日、同交付決定通知は40年3月4日(内示40年2月3日)となつてはいるが、事業は申請書の提出前に既に完了しており、不合理な事業費ととなつてはいる。

これは県民の農産物の生産増進を図ることに目的を有しているものである。県民の生産増進を図るに資するものとして、

(1) 農産物の生産増進を図るに資するものとして、県民の生産増進を図るに資するものとして、

(2) 緊急飼料作物増殖事業で飼料作物の作付を増やすため、その栽培、収穫、加工調整に必要な農具の導入費1,888,209円(2ヶ町村)に対し補助金808千円を交付していたが、作付面積41.5haの確保は関係指導員が行なったものを全面的に認めており、県の現地確認は行なわれていない状況である。抽出検査の方法等によつても現地確認に努めるよう検討されたい。

(3) 飼料作物特別指導地設置事業で、畜産経営の基礎となる飼料作物栽培奨励のため、表示は委託設置し、契約により種子及び肥料を現物支給しているが、これらの出納記録が行なわれていない。「飼料作物品率所収規則」第15条、第16条の定めるところにより適切に処理されたい。なお、事業委託に当り、受託費を徴した後にさらに委託契約を締結するなど重複事務が行なわれている。事務処理の適正を要されたい。

(4) のうきと補遺奨助事業で、卸集購入経費101,575円に対して補助金49,499円を交付しているが、該補助事業に係る検査を補助金交付決定

通知期に行ない、かつ、交付決定通知と補助金の額の確定通知を同時に行なうのである。検査は交付決定通知後に執行すべきであり、国庫補助金を用いるものにおいては補助金の額の確定通知は国からの通知をまつて行なうべきである。なお、前記取組は、知事の定めている「のうきと補遺奨助事業実施要領」が適法でないことに起因しているので、県当局はこれが改正につき所望されたい。

(7) 39年度宮内林道事業で、森林組合が直営で宮内町西字塚に延長24mを復旧していた。該事業の事業検査費命書の事業費は384,722円(工事費367,106円、工事雑費17,616円)であるが、当組合から提出のあつた実績報告は、事業費395,150円(工事費359,572円、工事雑費36,578円)で11,428円の不適合を生じているが、このことについて何らの調査も行なわれていない。再調査の上適切に措置するとともに検査に当つては更に留意されたい。

(8) しいたけ栽培協業化促進事業(単農)で、事業費154,969円に対し補助金51,600円の交付を補助金の額の確定をしないまま精算ししていいたことは適正でない。

(9) 郡家町敷に実施した単農農道整備事業(事業費5,215千円、補助金1,564,500円、延長1,865m、巾員3m)を現地調査したところ、上層砂利運搬により空積工の上層が数箇所においてくずれしており、また農道の中間部において規定巾員以上の箇所があり中ぶくれとなつていたが、理由が明確でなく、不経済な設計となつていた。設計、監督及び検査に当つてはさらに慎重を期されたい。

(10) 非補助土地改良事業利于補助事業に係る事務処理で次の点につき改善を要する。

- ア 全部既算として40年5月26日に補助金334,458円を交付しているが、交付期日が適法でないこと。
- イ 検査員の任命を行なわないで補助事業の検査が行なわれていること。
- ウ 補助事業主体(6町村)からの実績報告が徴されていない。報告をすみやかに徴し、補助金の額の確定通知を行なうこと。

日野地方農林振興局 昭和40年6月22~23日 監査

監査委員 辰田庄二  
同 中田玉平  
同 新見修

- 1 予算執行について
- 39年度末における一般会計、特別会計収支の状況は次のとおりである。
- (1) 一般会計 収入

科目	目	額	収入	支出	収入未済
使用料及び手数料		339,671	339,671		0
賦課収入		65,500	65,500		0
雑収入		108,595	108,595		0
寄附金		156,700	156,700		0
計		670,466	670,466		0

支出

科目	目	予算	実績	支出	残
地	所	2,509,133	41,276,398	2,509,133	0
農	業	6,915,768	10,436,209	6,915,768	0
畜	産	46,939,065	28,384,659	46,939,065	0
林	業	28,384,659	136,460,240	28,384,659	0
支	費	136,460,240	136,460,240	136,460,240	0
計					

- (2) 特別会計 支出

科目	目	予算	実績	支出	残
1	県営林事業費	11,185,631	790,667	11,185,631	0
	職員費	3,713,751	6,670,215	3,713,751	0
	造林事業費	6,670,215	11,000	6,670,215	0
	保育事業費	11,000		11,000	0
	公有林野分収益				0
	林事業費				0
2	農業改良費	29,000		29,000	0
	村事業費				0

- 2 39年度における主な事業は次のとおりである。

事業名	補助事業費	補助金額	備	考
農業構造改善事業	9,750,000	4,025,000	農業構造改善費29ha、用畜舎2棟、 多量産用飼料施設1棟、 農機具5台	
農業近代化資金 利子補助事業	4,227,850	1,977,150	関こん及の閉店 土壌改良24ha	
補助造林事業	40,371,000	17,147,700	造林面積43ha	
林道開設事業	4,031,000	2,017,050	林道2.5m 1ヶ所	
林道改良事業	1,050,000	577,500	17m 1ヶ所	
林道災害復旧事業	1,927,000	1,050,250	38年度害3ヶ所 39年度害2ヶ所	
39年度災害復旧 林道事業	5,210,000	4,500,330	敷設費2ヶ所、敷設費117ヶ所	
通年度	20,989,000	19,240,454	5ヶ所	70ヶ所
農道整備事業	11,105,000	5,329,000	農道5ヶ所3,500m	

工事関係

事業名	工事費負担	備	考
造林事業	3,555,800	県行造林面積49.42ha	
保水事業	6,216,895	改道、補給426.6ha等	
治山事業	27,672,422	保安林改良5ヶ所、崩壊地復旧3ヶ所、 崩壊地復旧3ヶ所	
特殊緊急治山事業	4,885,426	お止め工、床園工4ヶ所	
緊急治山事業	4,655,000	お止め工、床園工4ヶ所	
林道開設事業	8,270,000	林道404m	

補助事業関係

3 経理開始について

(1) 最近整備事業で雇用した賃金を、雇明期間終了後1ヶ月に至って支払っているものがあり、なかには39年9月7日～30日の間に雇用した賃金を予算命達の決定を理由に外訂団体に一時立替払をさせ、予算命達後の40年4月21日に本人に支払したように形式的に処理しているものがある。合算で迅速な事務処理に配慮されたい。

(2) 1件5万円を超える物品の修理(ジョーク)に当り、業者より見積書以外何らの書面も徴されていないものがあるが、履行期限、危険負担等必要事項を明確に約定した契約書を取り交す必要がある。

4 補助事業等の執行について

(1) 農業構造改善事業で、江府町御前地区に施工した肉牛舎(1棟133.22㎡、設計額1,853,000円)は、木工事並びに基礎コンクリート工事の基礎単価表の作成がないままで事業費算定が行なわれ、かつその設計内容も簡略で、竣工した構造物を見ると、必要以上(不経済)と認められる構造材の使用箇所が見受けられた。補助金の交付決定とも関連するので、明確な基礎単価により設計書を作成するよう格段の指導を行なうとともに設計費の審査は厳格を期されたい。

なお、宮市地区に施工した草地造成事業は設計図面を作成しないまま実施していたが当を得ない。設計図面は施工上欠くことのできなものであるので、留意されたい。

(2) 府共同育苗施設設置事業(単県)は補助金交付申請書の提出が39年5月21日、事業実施期間は39年4月10日から6月15日までとなっていたが、補助金交付決定通知は著しく遅延し、改補助事業が完了し、完了届提出後の40年1月22日に行なっている。

迅速な事務処理に格段の配慮をされたい。

なお、上司に便宜する検査調査を検査結果通知に替えて事業主体に送付していたが適当でない。正規な措置を執られたい。またこの事業の補助金の額の確定通知並びに植物防疫事業(単県)にかかると検査結果通知と補助金の額の確定通知がまだ行なわれていない。早期に普及されたい。

(3) 緊急飼料作物増産事業(増加面積1,724a、事業費617,100円)に対し補助金303千円を交付し共同利用施設の導入を行なっていたが、現地調査したところ、機械の導入は2月～3月末に行なわれており、当該年度に使用できなかったことは遺憾である。補助金交付条件に事業の完了期限を付するなど適切に指導されたい。

(4) 畜産経営の基礎となる飼料作物栽培奨励のため、県示は4ヶ所の設置を委託していたが、契約書に実施方法、支給現物の交付方法などが明定されず、また、委託料の決定基礎支払方法も不詳であった。事業の適正な運用を図るため、これらの事項については詳細に約定されたい。

(5) 小規模草地改良事業(事業費939千円、補助金503,700円、草地6.2ha、牧場2,500m)の工事の仕様書は不備で、工法については何らの表示も行なわれていない。申請書添付の設計書、仕様書等を整備させ、これらの審査を厳にされたい。また、該事業は補助金交付内示の数ヶ月前に着手されていた。

(6) 林業構造改善事業で、計画樹立推進費、説明会開催費、地域協議会費等の事業費258,000円に対し、補助金129,000円を交付していたが、申請書記載の啓蒙資料の印刷経費103,100円の計画に対し、その実績

は54,400円で、差額49,700円は旅費に充てられていた。事業計画を変更するときは県の承認を受けるよう補助条件を付されたい。

(7) 植物防疫費より有害虫防除員13名に対して報酬74,607円を支出しているが、防除員が周費に報告しなければならない勤務報告を完全報告していない者は3名で、他の者は6ヶ月～9ヶ月間分の勤務報告を行なっていない状況である。報告を厳守せられたい。

(8) 39年度に一般県行造林44,11ha(事業費3,394千円)を実施しており、毎年希望者増加の傾向にあるが、労働力の減少、資金の高騰、施工地の奥地化等が植栽上のあいだとなつている。交通不便な地域についてはバイパス(県有林で使用していたもの、7人収容)1線を業者と貸し実施しているが、県行造林を円滑に推進するためにはこれらの施設整備が必要であると認められる。

なお、前記物品の貸与に当っては「鳥取県物品事務取扱規則」の規定より適正に処理されたい。

5 財産について

(1) 昭和39年度に890千円で車庫の増築(50.51㎡)を行なっていたが、県の財産台帳に登録されている金額及び面積と符合していない。調査のうえ早期に整備されたい。

鳥取地方農林事務所 昭和40年7月17日～20日監査  
 監査委員 井 田 幸 三  
 同 中 田 圭 平  
 同 小 谷 青 島  
 同 新 見 修 彦

1 予算執行について

39年度末における一般会計、特別会計収支の状況は次のとおりである。

(1) 一般会計 収入

科 目	額 定 額	収 入 所 額	収 入 未 収 額
使用料及び手数料	2,149,675	2,149,675	0
雑 収 入	363,951	363,951	0
諸 附 金	133,366	133,366	0
計	2,646,992	2,646,992	0

支出

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	残 額
地 務 費	1,888,983	1,888,983	0
農 業 費	177,421,413	177,421,413	0
畜 産 費	12,049,905	12,049,905	0
市 産 費	108,564,916	108,564,916	0
林 業 費	43,906,967	43,906,967	0

収 入 内 容	予 算 額	実 績 額
計	24,613,700	24,613,700

(2) 特別会計 支出

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	残 額
1 農業改良資金交付事業費	33,000	33,000	0
2 県営林事業費	15,215,705	15,215,705	0
職員費	992,679	992,679	0
造林事業費	7,144,598	7,144,598	0
保育事業費	7,063,428	7,063,428	0
公有林野分収造林事業費	13,000	13,000	0

2 39年度の主な事業は次のとおりである。

補助事業関係

事業名	事業費	補助額	備 考
農山漁村和村振興事業	11,503,000	7,267,000	共同利用農機44点、共同作業所15棟、共同畜舎1棟、農道建設815.5m
農業構造改善事業(水灌)	53,903,000	35,916,000	区画整理45.9ha、暗渠排水20ha、灌漑完成6ha、牧道1,758m、農道975m、トラクター2台、乳牛舎2棟
(倉庫)	86,092,000	52,653,000	区画整理72.6ha、農道2,909m、草場5.4ha、畜舎111m、畜糞舎2棟、庄屋前所2部、スーターシステム3台、農機具格納庫1棟
(東貯)	6,230,000	5,115,000	

農業金融対策費	14,357,911	近代化資金利子補給	9,038,967円 5,138,944円
畜産振興費	11,409,332	車道改良39ha、飼料作物増産75ha	
開墾及び開拓事業費	8,409,187	電気導入475.5m、土壌改良18ha、開墾作業22.05ha、トラクター2台、管上車1台、電機助成2戸	
造林事業(補助造林)	43,797,000	造林面積74.41ha	
林道事業	6,969,000	林道開設1ヶ所1,640m	
土地改良事業	136,686,000	暗渠排水56.9ha、庄屋敷69ha、畑地かんがい、63.6ha	
耕地復旧費	19,505,000	過半復旧、農地4ヶ所、建設16ヶ所、39年度、農地4ヶ所、建設20ヶ所	

工業関係

事業名	工事総負費	備 考
山 事 業	41,935,183	特産事業5ヶ所、復旧11ヶ所、なだれ防止2ヶ所、崩壊砂防地造林3ヶ所、崩壊治山3ヶ所
林 業 事 業	7,085,000	新植10ヶ所91.26ha、改植4ヶ所7.12ha
(保育)	6,482,600	補植面積120.79ha、下刈、つる切り453.72ha、送電道7,600m、柵柱47本
農業天神町用水改良事業	42,454,000	取水工21ヶ所、取水工施設ターボ2門、用水路706.98m
農業小幡川用水改良事業	9,800,000	用水路712.12m
農業北条川用水改良事業	42,840,000	用水路62,166.2m
農業大瀬川用水改良事業	9,000,000	堤体高上73.25m、分水柱63.86m、水防119.5m
は 鳩 等 補 助 事 業	47,360,000	区画整理40.4ha外

3 経理出納について

(1) 農山村事業(保育)で、境界及び改植測量等に雇用した賃金65,200円を支出していたが、内容を精査すると、そのうち10,700円は支出原因となる出役根拠が確認不能であった。雇用記録の整備を徹底させたい。

なお、前記支出済額中には、賃金以外の消耗材料雑費を日増支出しているものがある。とくと精査されたい。

(2) 県有林管理人(8人)に対して報酬240千円を支給しているが、局が指示した速報日数に満たない管理人(3人)が見受けられた。指示日数は履行させるよう留意されたい。

4 補助事業等の執行について

(1) 農業構造改善事業

ア 赤松町一の谷地区草地改良事業(事業費1,299千円、草場造成改良6.04ha)に対して補助金699千円を交付しているが、補助金交付申請書添付の設計書の単価表に歩掛の明示がなく、また仕様書もないうまま補助金の交付決定を行なっていた。実態設計書の内容精査はさらに慎重を期されたい。

イ 阿地区の牧道工事(牧道1,758m事業費1,368千円、補助金957千円)の現地監査を行なつたところ、設計以上に通道の切取(8ヶ所)削工しているため、土砂の崩壊のおそれがある箇所並びに牧道の方線が設計図と異なつた箇所等があり、また出来式設計書が未作成であった。事業主体の事業執行につき適切な指導をされたい。

(2) 滋穂防風対策推進事業で、扇風機回化を実施するための扇風機に要する961,200円に対して補助金300,000円を交付しているが、既補助